

令和7年

災害・環境対策特別委員会会議録

とき 令和7年1月22日

品川区議会

令和7年 品川区議会災害・環境対策特別委員会

日 時 令和7年1月22日(水) 午後1時00分～午後4時25分
場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員 委員長 大倉たかひろ 副委員長 ゆきた政春
委員 高橋伸明 委員 えのした正人
委員 まつざわ和昌 委員 せお麻里
委員 この孝子 委員 塚本よしひろ
委員 吉田ゆみこ 委員 ひがしゆき
委員 鈴木ひろ子 委員 石田ちひろ
委員 須貝行宏

出席説明員 鈴木都市環境部長 高梨都市計画課長
溝口防災まちづくり部長 滝澤災害対策担当部長
平原防災課長 伊藤災害対策担当課長
羽鳥防災体制整備担当課長

○午後1時00分開会

○大倉委員長

ただいまから災害・環境対策特別委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、特定事件調査、報告事項およびその他を予定しております。

本日は、議題に関連し、災害対策担当部長、災害対策担当課長および防災体制整備担当課長にご同席いただいておりますので、ご案内いたします。

本日も効率的な委員会運営にご協力をお願いいたします。

また、本日は2名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

1 特定事件調査

防災に関すること

○大倉委員長

それでは、予定表1の特定事件調査を議題に供します。

本日は、防災に関することについて取り上げます。

まず理事者より、罹災証明の内容についてご説明をいただきます。その後、委員の皆様にはご意見・ご提案等をいただき、活発な議論をしていただければと考えております。

それでは、理事者よりご説明をお願いいたします。

○平原防災課長

それでは私から、防災に関することのうち、罹災証明書につきましてご説明させていただきたいと思っております。お手元配付のA3横の資料をご覧ください。

まず資料左上、「1 罹災証明とは」というところでございますけれども、罹災証明とは、災害において被った被害の程度を証明するもので、被災者からの申請に応じて調査を行い、書面にて交付するものでありまして、根拠といたしましては、災害対策基本法において区市町村長が行う事務とされているものでございます。

資料その下の「区で発行する証明書の種類」という中に、罹災証明書は住家を対象としているものでございます。一方、住家以外につきましては市町村長が定めるとされておりまして、区では非住家も対象とすることといたしまして、非住家の被害を証明する書面として、被災証明書という形で申請により交付することとしております。なお、従来、区では罹災証明書のみを交付していたところでございますが、能登半島地震の被災地支援を通じて得られた教訓を基に、住家以外の家屋を対象とすることを明確にしたところでございます。

続きまして、その下、罹災証明書を発行するまでの流れでございますが、冒頭の繰り返しになりますが、交付請求者からの申請を受けまして、区では住家や非住家など申請家屋の被害認定調査を行います。この調査で得られました損害割合に応じまして、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らないという6段階に判定し、被害の程度を決定いたします。その後、被害の程度を書面に表し、この表したものを罹災証明書として申請者に交付いたします。なお、交付の際、申請者からの申出がございましたら、再調査の手続きをご案内いたします。

続きまして、資料右上、「3 被災者支援の各種制度」についてでございます。冒頭ご説明させていただきましたとおり、罹災証明書はそれ単独では自動的に支援が行われるものではございません。あく

までも被害の程度を表した書面でございます。この発行を受けました罹災証明書を基に、資料に記載の被災者生活再建支援法に基づく支援金の給付や各種の減免といった、各種の公的支援につなげることとなってまいります。

なお、罹災証明書は公的支援のための証明書類でございまして、民間の損害保険などの請求に当たっては用いられないこととなっております。例えば大きな災害が発生した際などには、損害保険協会や各損害保険会社において、その旨、罹災証明書は使えませんということが周知されているところでございます。

続きまして、資料その下、「4 区における発行体制」についてでございます。区では、災害救助法が適用されるような大きな災害が発生した際には、罹災証明書の発行申請を行う専門の窓口を設けまして、書面にて申請を受け付けることとしていたところでございますが、令和6年、今年度8月からは、マイナポータルを活用して電子申請を受ける運用を追加したところでございます。

なお、発行に当たりましては、窓口における書面による発行としておりますが、現在、東京都および都内区市町村とで共同運用している罹災証明書を発行するためのシステムで電子発行についての検討を行っておりまして、現時点で時期は未定ですが、今後、電子発行も可能となっていく方向でございます。

最後に、一番右下、「5 相談体制」についてでございます。罹災証明書そのものは、繰り返しになりますが、あくまで被害の程度を証明した書面でございまして、実際に公的な支援を受けるためには、被災者による申請が必要となっております。罹災証明書を発行する窓口とは別に、支援の相談を受ける窓口を設け、被災者の相談に応じる体制としております。なお、この相談に当たりましては、被災者一人一人の状況に応じた対応が重要であることから、災害ケースマネジメントの考え方の下で実施してまいります。

この災害ケースマネジメントを実施していくために、区では、東京都行政書士会品川支部や東京三弁護士会などの士業団体と災害時の協力関係を構築しておりまして、このような専門家のご協力を得て、きめの細かい支援につなげることとしております。

○大倉委員長

説明が終わりました。

それでは、本件につきましてご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○石田（ち）委員

ご説明ありがとうございます。被害に遭われた、直近で言うと能登とかですけれども、罹災証明書がなかなか出ないということとか、さらには、専門家でない自治体職員が家屋を見ざるを得なくて、ただそこにはすごく限界があって、そこに不服を申し立てている住民の方が、奥能登の4市町村だけでも、全体の3割の方が第2次調査が行われているということなんかも言われていまして、それで、罹災証明書があるかないかで、先ほどご説明もありましたけれども、受けられる支援が決まってくるわけです。なので、罹災証明書が早く出ないと、仮設住宅にも入れないし、家の改善が進まないということになるので、本当に大事なことだと思っているのですが、それで、こうした能登の実態、罹災証明書だけをとってもこういう大変な状況というので、日弁連が罹災証明書の交付に関する意見書を出してまして、そこには様々改善すべきところとかも書いてあるのですけれども、こういったものを区としてはご覧になられているのか伺いたいのと、あと、意見書にも書かれているのですが、災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引きとか、被害認定基準運用指針とか、罹災証明書を発行するに当たっての手引きですね、あと運用指針、こういうのがあるのだなというのを私も初めて知ったのですけれども、それぞ

れ200ページ、300ページあるので、読み込むのも、職員の方がこれを運用して、手引きを見て、そして運用指針を見て、品川でも起きた際にはやっていくと思うのですが、こういうものも見られているのか。区の職員の研修とかも必要になってくるのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○平原防災課長

住家被害認定調査と罹災証明の迅速な発行体制についてでございますが、各種の大きな災害の際には、住家被害認定調査に時間を要しまして、結果として罹災証明書がなかなか発行されないという課題があったということは承知しております。

私の話になりますが、私も8年前、熊本に住家被害認定調査で支援に行きまして、当初は罹災証明書発行ということで行ったのですが、やはり住家被害認定調査が終わっていないということで、急遽そちらに回ったというようなこともありました。

そういったところもございまして、先ほど日弁連であるとか、あるいは内閣府が出している手引き、指針がございますけれども、私ども、日弁連のものにつきましては意見書でございますので、もちろん参考という形で拝見させていただいておりますが、内閣府の指針につきましては、ガイドラインといったところで、私ども、それを基準といたしまして住家被害認定の体制をつくっているところでございます。

具体的には、災害対策本部に専門の部署を設けまして、そちらが日常的に東京都や不動産鑑定士協会が主催している住家被害認定調査の研修に参加することで、実際に調査を行うレベルの方の研修であるとか、あるいは調査の計画を立てるレベルの研修であるとか、そういったところを受けて、レベルアップを図り、万が一品川で大きな災害が起きた際に、極力迅速に発行できるような体制をつくっていかうといったところでございます。

また併せまして、他自治体からの受援体制をしっかりといたしまして、実際に現場に回って調査をするのは他自治体の職員というものが多うございますので、そういったところへどういうふうに、先ほど言いました研修内容を伝達するかといったところにつきましても、研究しているところでございます。

○石田（ち）委員

分かりました。専門の部署を立ち上げるということで、その体制が災害時にどうなるかというのが、やはり職員の方も被災したりする可能性もあるので、幅広くつながるといいですか、専門のところとの連携を平時から、手引きには平時からの備えというのも書いてありましたけれども、その一番にデジタル化とあったので、それは一定、マイナポータルでもできるようになるところでは、やり始めているのかなと思うのですが、やはり専門家が見て、そして罹災証明書を迅速に発行するという、この体制ですよね、それが災害時、どうなるか分からないときでも体制ができていくというのが、今から言えるのかというと、それは起きていないので分からないと思うのですけれども、そこがやはり重要だと思うのですが、その専門部署を立ち上げての体制整備というのは、今現在どうなって……、今はどう考えられているのか、教えてください。

○平原防災課長

災害時の体制についてのご質問でございますが、災害時には、直ちに区の災害対策本部を開設いたしまして、様々な応急活動を行うこととなっております。その中には、発災後直ちに動かなければならないような種類の活動でありますとか、一定程度時間が経過した後に本格化してくるものなど、フェーズによって行うことが変わってくることを想定しております。

一旦は、様々、そのフェーズを別にしたような形で災害対策本部の責任部署を決めているところですが、実際にはそれぞれの時間軸におきまして投入しなければならない人員の量が変わってきますので、最初、例えばもともとの部署の人数を超えて必要なところに対しましては、まだそんなに稼働していない部署から応援して、人数のバランスをとっていく。あるいは、もうちょっとたってきましたら、最初についたところから、今度は中期的に必要なってくるところに人員を移してくる。さらには、そういった段階では他自治体からの受援職員という形でも入ってくるといったところで、人員の流動化を考えながらも、ただし、責任体制をしっかりとする意味で、平素からその部署の、特に役職を持った職員を中心に、ふだんからしっかりと能力を高めるようなことは責任を持ってやってほしいというところで進めているものでございます。

○石田（ち）委員

そうですね、フェーズごとにあると思うのですけれども、そうすると、今、防災課長は熊本のときに行かれたというお話でしたが、その状況というのは、要は認定がなかなかされなくて罹災証明書が発行できないというところだったと思うのですけれども、そこの体制というのは十分だと思ったのかというか、そこから教訓を得て、そういう体制に活かしていくというところでは、どんなことを感じられてきたのか、伺いたいと思います。

○平原防災課長

私が経験したということになりますので、熊本市の公式な見解とはまた異なるところがあるかもしれませんが、先ほど言いましたとおり、私が行ったとき、当初、罹災証明書の発行というところで行ったところ、まだそこまで至らない、その前段階の調査が終わっていないといったところではございました。

そのため、私どもは東京都の対口支援のグループという形で入りましたけれども、それ以外にも、熊本市は政令指定都市でございますので、政令市長会、様々なグループから入ってきた、いわゆる外部の自治体の職員ですね、その職員が現地の調査に熊本市の職員と代わって入っていくような形ですね。熊本市の職員は逆に市の職員でしかできないことに注力するということで、役割分担ができて、ちょうどその過渡期で、私どもが入ったときにはかなり加速化していったような状況でございました。

そういった体制を、まず一つ、国は教訓といたしまして、罹災証明書の発行のために、住家被害認定調査は受援職員を送り込むということを前提とさせていただいたというふうに、その後の制度改正のところでは聞いているところでございます。

○大倉委員長

ほかにございますか。

○高橋（伸）委員

ご説明どうもありがとうございました。今の被害認定調査のことなのですが、品川区ですと、防災課所管以外の職員の方も内閣府に基づいた認定調査に行かれていると思うのですが、今、大体何人ぐらいいらっしゃるのですか。

○平原防災課長

実際に研修に参加した人員の延べ数は今手元にはございませんけれども、担当する部署といたしましては、平常時の組織の税務課でございます。なので、通常、課税と納税に当たっている税務課の職員が、災害時には住家被害認定調査の計画から実行、それから罹災証明書の発行に至るまでの一連の手続の責任部署と指定しているところでございます。

○高橋（伸）委員

どうもありがとうございました。

そうすると、判定方法は内閣府の基準に基づいた判定方法ですよね。それだと、最終的には人が現場に調査に行って、目視なわけではないですか。そうすると、大規模半壊だよとか中規模という、その部類がパーセントで書いてあるではないですか。その把握というのですか、そこはきちんと……。

なぜかという、所管が違うのですけれども、耐震診断、補強工事とか、そういうのも職員の方が目視でやっていますよね。そうすると、若干ずれがあるようなことを私は受けるのです。本当だったら大規模半壊だったのだけれども、中規模になってしまうと損害の割合に対しての給付というのですか、流れというのがすごく変わってきてしまうと思うのですが、その基準はきちんと精査されておられるとは思いますが、改めて調査内容をお尋ねしたいと思います。

○平原防災課長

判定のずれと言いましょか、人による判断の違いといったところでございますが、内閣府から出されております指針や基準は、先ほどの話、私もそれに基づいて行いましたけれども、かなり定型化されておりまして、私がやったときには、上から順にだんだん埋めていくと、最終的に下に判定が出てくるというようなもので、何がどういふ被害があったら何%という形で、個別の判断というよりは、それが該当しているかしていないかを次々と見ていくというようなところでございます。

そういったところがまず第1次調査、これは外観調査でございますので、建物の中に入ったりとかそういうことではなくて、建物にどのぐらいのひびが入っているか、屋根がどのぐらいの状況で落ちているのかとか、そういったところを見るという形になりますし、記録といたしましては、相当枚数の写真を残すことを条件にされておりますので、先ほどもございましたけれども、判定に不服というか疑問があって再調査の依頼という形になったときには、そういう資料であるとか、さらに、場合によっては中に入った構造調査を行いまして、第2次調査に進むといったところでございますが、あくまで第1次調査は外観調査、かなり機械的と言うとあれかもしれないですけども、内閣の基準どおりに行っていくものでございます。

○高橋（伸）委員

分かりました。ありがとうございました。

そうすると、地区の防災訓練もそうなのでございますけれども、区として、防災課が主催をして、そういう罹災証明をお受けになった、認定になっておられる方を皆さん集めて、今まで区としてそういう研修とかというのはやっておられるのですか。

○平原防災課長

住家被害認定調査のスタートというものが、先ほど言いましたが、私ども、熊本地震の経験を庁内に広めるといったところがございましたので、一番最初の頃は、税務課を指定したとき、まさに平成28年・29年ぐらいのところでしたが、そのときには緒に就いたばかりでしたので、区の中で、熊本はこうでした、こういうことをやる必要がありますということをやったのですけれども、その後は、規模のメリット、あるいは専門性もございますので、区の中で研修をやるというよりは、東京都もしくは不動産鑑定士協会に依頼して、その研修に参加させていただいているところでございます。

○高橋（伸）委員

分かりました。有事は本当にいつ起こるか分からないので、この体制だけはしっかりと今後も構築していただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○大倉委員長

ほかに。

○まつざわ委員

ご説明ありがとうございます。いろいろ罹災証明の内容の話は分かりました。

そもそも論で話をさせてもらおうと、そもそも罹災証明は、区民の皆様は知っているのでしょうか、知らないのでしょうかという、何かちょっと変な言い方かもしれないですけども、罹災証明は、区民の方は当たり前に分かっているものなのですか。まずそれを教えてください。

○平原防災課長

こちらにつきましても世論調査の項目等でしっかりと数字をとったわけではございませんので何とも言えないのですが、実際に被害が発生した方につきましては、公的な支援のために必要になるものでございますので、そういった段階では、罹災証明書というものが必要ですよということはしっかりとアナウンスされるものでございます。

実際に地震とかそういったところは、幸いなことに品川区で大きなものはございませんけれども、例えば大雨が降りました、そういったところで床上浸水・床下浸水といったところでは罹災証明が実際に出ておりますので、こちらは毎年のように出ておりますので、そういったところでは、被害に遭われた方というのは、そういう事実は知っているのかなと思ってございます。

○まつざわ委員

ありがとうございます。それが分かれば十分で、私も火事が起こったときに、火事がありますよね、起こってしまって、それが燃えたときに、罹災証明がありますよと例えば消防署の人が、被害に遭われた人なんかは、「そんなこと今さら言うのではないよ、今、家が燃えてしまっているのだよ」となってしまうかもしれないですけども、やはりそういうのが分かれば助かるなと思ったのですが、区のほうでプッシュ型でそういう被害が出た方に関してはしっかりと通知が行くと。こういう罹災証明がありますよということでしっかりと通知が行くので、例えば火災があったとかという家の人は、罹災証明は、使う使わないは別にしても、しっかりと分かっているということですね。

○平原防災課長

まず、罹災証明、通知という形でいきましては、個別の通知はなかなか人数も多うございますので難しいのですが、周知という形でしっかりやらせていただきたいといったところが一つと、特に大規模災害になった際には、被災者台帳という考え方がございまして、一人一人がどういう状況かというものを私ども把握することが前提となっております。その中で、本来であれば申請が出てきてもおかしくない方が出てきていないような場合とか、そういったところは逆に私どもからアプローチして、制度自体は申請主義なので、申請を促すような形でこちらのほうから呼びかけるということも行っています。

なお、火災そのものにつきましては、所管行政庁が消防ということになって、消防法になりますので、区では発行対象という形ではございません。

○まつざわ委員

よく分かりました。ありがとうございます。

それで、周知という部分で意見だけ言わせてもらおうと、例えば火事場に出るのは、消防庁があつて、消防団も出ますよね。消防団も必ず行くのですよね。私が例えば消防団で何で火事現場に100%行こうと思っているかという、豊町1丁目で火事があつたときに、その家が燃えてしまって、住まいに困った方を町会に迎え入れて、町会で近隣の人から布団をもらって、ここで寝泊まりしてくださいと

言ったときに、泣いて喜ばれた経験がすごく心に残ってしまっていて、消防団は、火を消すのではなくて、私はそもそもそういう地域のつながりをできるのが消防団だと思って、だから私は町会から消防団というのは絶対に必要だと思っていて、消防団の拡充を訴えさせてもらっているのですけれども、だから、そういった部分にすると、例えば消防団なんか、罹災証明って何ですかとか、独自の研修があってもいいかなと思っていますので、これは東京都か何かになってしまうので答えは要りませんので、例えばそういった周知もどんどん取り入れていただけるといいかなと思っています。

○えのした委員

ご説明ありがとうございます。私からは、「5 相談体制」というところで「各種情報を伝達するとともに、被災者の様々なニーズに応じた各種の相談を区民避難所も活用し実施する」とありますが、先ほど住家被害認定調査は税務課が責任部署ということでしたが、区民避難所で行うということは、参集職員とは別で、例えば防災課が責任部署になるのか、結構幅広いご相談があると思いますので、何課が出るのですか、何人体制ですとか、その辺が分かればお知らせください。

○平原防災課長

まず、罹災証明書の発行そのものと連動する相談体制につきましては、税務課が一義的に行っていくものというふうに、私ども今、制度設計しているところでございますが、こちらの区民避難所を活用するといったところなのですが、以前、本委員会で避難所につきましてご説明させていただいたときの、一番最後のところの情報支援という中で、同じく相談体制というものを入れさせていただきましたが、区民避難所に入っている方、基本的には住家を失った方が多いといったところ、あるいは、場合によってはそれ以外の法律関係の相談があるといったところで、必ずしも住家被害認定調査、罹災証明以外に様々な、例えば相続であるとか、そういったところの問題もあるといったところでございますので、そちらのほうは、どちらかといったら、こちらが一番下にも書かせていただきましたけれども、専門の士業団体の方をお願いして、巡回して各種の相談を受けるような体制というふうに考えているところでございます。

○えのした委員

ありがとうございます。今、士業団体等と連携して実施していただくと。では、区の職員はほとんど関わらないというような、それとも、関わるけれども士業団体がメインでご相談を聞いていただくという、ちょっとイメージが。

○平原防災課長

こちらの相談の中身とその後の話という形で、相談の受付という形であれば、本当に聞くだけでしたら、変な話ですけども、そんなに専門的な知見なくできるのですが、やはりそれを適切にどこにつなげるかというところでは、被災者生活再建法であるとか災害救助法に詳しい方が一番適任だと思いますので、やはり弁護士の方あるいは行政書士の方といったところが適任かなと思います。

ただ、その後の実際の支援という形になりましたら、品川区役所の様々な部署に今度は割り振られていきますので、そういったところでより詳細なお話を聞いて実際の支援につなげていく、そういったところで考えてございます。

○えのした委員

ありがとうございます。よく理解できました。

○鈴木委員

罹災証明の調査のところ、再調査が能登のところ、本当にかなり多いというのが日弁連の意見書に

書いてありまして、6市町で、第1次調査を行った3万8,700棟のうち1万4,200棟が、だから37%ぐらいで第2次調査が実施されたと書かれていたのですけれども、調査の判定によって受けられる支援が全く変わってきてしまうので、その後の再建ができるかどうかというのが調査の結果によって決まってくることになると思うのです。

例えば仮設住宅に入るのにも、半壊以上でないとは仮設住宅に入ることができないとか、いろいろな支援を受けるにも、調査の認定の基準によって、ここに書かれているように全く違う支援の中身になってきてしまうので、これは被災者にとってかなり重要なものだと思うのですけれども、第2次判定をするときに、したほうがいいのか、それともしないままのほうがいいのかという判断のところ、日弁連のところでは、住家被害認定調査票の写しを被災者が求めた場合は、速やかに交付すべきだという意見書が上げられているのですが、能登のところでも、市町村によって、求められたときに写しをそのまま出して、そしてそれを基にして住民の方が再調査を申し入れるかどうかを判断されたという市町村もあれば、その調査を出さないで、調査をすると逆に下がりますよみたいなことだけを言われて、写しをいただけないという市町村が幾つもあったというところでの苦情の相談も日弁連にたくさん寄せられたということが書かれていたのですけれども、写しの交付というところでは、品川区としてはどう考えられているのか、伺いたいと思います。

○平原防災課長

今ご質問の件でございますが、能登で実際にそのような問題があったということは私どもも把握してございます。ただ、品川区では、現状、まだ体制整備中でございます、実際に判定票、ベースとなる調査票でございますけれども、そちらのところをどうするかといったところについては、取扱いを決めているものではございません。

ただ一方で、変な言い方ですけども、これは開示対象のものになっていく可能性がございますので、何ら出さないとか、そういったことではないというところがまず一つです。

なので、まだ決まってございませんので、これについては引き続きしっかり検討させていただきたいと思っておりますが、もう1点が、実際に再調査をやったら下がるということは往々にしてあり得ることなので、それはそれで不利益な情報なので、やはり入れなければならないというようなことはしっかりとされておりまして。

特に今回の基準でいきますと、半壊と準半壊の差ですね、この辺のところは非常に、やはり境界線にあるようなところというのは、半壊になったとしても、しっかり調査をすると準半壊になるというものもかなり多いと聞いてございます。実は私が熊本に行ったとき、まだ準半壊とかという概念がなく、当時、一部損壊と言ったのですけれども、やはり半壊だったのが一部損壊に変わったという事例を後々熊本の方からもお聞きしているようなこともございましたので、そういった中では……、しかも第2次調査をやってしまうと、第2次調査の結果が最終判定になりますので、やはり不利益だったので第1次調査にしてくださいということではできないので、第2次調査のほうが詳細調査なので、そういったところもご理解いただいた上で、調査を考えていただくといったところで、私どももしっかり教訓を踏まえてやっていきたいと思っております。

○鈴木委員

そこら辺のところは日弁連の意見書の中にすごく詳しく書かれていまして、準半壊というのは10点以上20点未満ということで、準半壊の中でも、19点の方もいれば10点の方もいて、19点であればちょっと見逃しているのではないかという辺りを専門家の方に見ていただいて、ここところがプラ

スにできるのではないかとかということを入れれば20点を超えて、半壊にできるのではないかとか、でも、10点の人が見直したからってなかなか難しいのではないかとか、いろいろそのような事例もここに書かれていたのですけれども、でも、そういうことを自分が判断できるためにも、そしてまた専門家に相談をして、自分が受けられる支援を受けられるようにするためにも、この公開はすごく大事なことですよということが日弁連のところで書かれている中身だったのです。

それで、そういうことで、専門家の方にも協力を得て、第2次判定をしたほうがいいのか、それともしないほうがいいのかという辺りも含めて検討ができれば、とにかく第2次調査を申し込んでしまおうみたいなことで、どんどん第2次調査に行くよりも、区の合理的な、本当に必要なところの第2次調査につながっていくのではないかとかということ書かれていまして、それなので、自分の家がどんな状況になっているのか、どう判定されたのか、そしてしっかりと受けられるべき支援を受けられるようにすることによって、また関連死を少なくしていくということにもつながってくると思いますので、私は日弁連の意見書を見せていただいたら、本当にこうあったほうがいいのかないかなという思いがしましたので、ぜひともこういう方向でご検討いただきたいと思いますが、改めて伺えたらと思います。

○平原防災課長

今のご質問につきましては2つございまして、一つには、最終的には、罹災証明書の被害判定というのは行政処分ではございません、いわゆる事実行為というものでございますので、区市町村長が行うという形なのですけれども、一方で、今、そのための前提というものを東京都全体でということやっておりまして、東京都と東京都内の区市町村全部でという形で動いておりますので、そういった中で、様々なシステムの検討であるとか、あるいは実際にどう動いていくのか、先ほどの研修などもそうですが、そういったところもやっているといったところもございまして、そういう動きなどしっかりと合わせながらやっていくといったところが一つと、もう一つは、日弁連とございましたけれども、私ども、その下部団体である東京三弁護士会と様々な勉強会などをやっておりますので、そういったところで実態の動きであるとか、そういったところもしっかりと話を聞いて、考えていきたいと思っております。

なお、能登に私どもの職員何人か、罹災証明書の発行支援に向かいましたが、その結果を聞いてみたところ、本当に書面交付と言っても、いわゆる通常の住民票などを渡すという形のものではなくて、なぜそうなったのかを説明するというようなこともありますので、書面の開示・開示しないというのはその市町村の判断があるかなと思いますが、事実上、その中身を説明して、その結果こうなりましたといったところも含めてご説明したと聞いているので、1件当たり30分ぐらいはかかるのだという話も聞いております。

そういったことで事務的にも対応させていただいておりますので、今後も様々な状況を踏まえながら、検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○鈴木委員

皆さんが本当に、能登の今の状況を見ると、全国民が心を痛めているという、1年たってもあんな状況で、そういう状況があると思うのですけれども、しっかりと再建ができるような形で、現場を見られたら、この支援では再建は無理でしょうという状況は本当にあると思うのです。そういうところでの支援のさらなる拡充と、そして受けられるべき支援を受けられるようにというところでの仕組みづくりというところでは、ぜひ充実をしていただきますようお願いしておきたいと思っております。

○大倉委員長

ほかにございますか。

○こんの委員

罹災証明の発行の流れといったところの観点をお聞きしたいと思います。できるだけ被災者の方が、申請がスムーズに、また、簡便に事が運ぶような観点で質問したいと思うのですが、まず、この申請をするに当たって、罹災証明の申請書、これは紙ベースとオンラインでできるようになっているのですが、紙の場合、ホームページにも出ているので、それをダウンロードして、印刷できる人はいいのですが、被災しているということはその時点で印刷もできませんから、紙が必要な人というのは役所にもらいにいかなければいけないと想像するのですが、申請書を手にするその負担がまず考えられるかなと思うと、その辺はどういったことを考えていらっしゃるか。

区民避難所にこういうものは用意されていて、被災された方、区民避難所に避難された方というのはほとんど、想像するにうちで避難できない状態、あるいは被災し、いろいろな被害を被っていると想像すると、そこに申請書が置かれていて、こういう申請をするのですよという流れ、そこで既に説明など、すぐに申請に持ち込めるような形の体制がとられているのかどうかといったところをまずお聞きしたいのと、また、申請に当たって、ご本人の申請でない場合、代理人でも申請できるようにはなっていますが、それには委任状が必要となっています。この委任状も紙で、委任状のフォーマットみたいなものはホームページには載っていませんから、委任状を出してくださいといっても、どういう内容で書かれたらいいのか、一般的には委任状ってありますよとなるのですが、いちいち調べて、そういうのを紙でつくってというのはなかなかできない。そうした委任状のフォーマットも用意しておいて、それも一緒に出せるようにしておくとか、手続を、これを出す準備を被災者がより簡単に、また簡便に、スムーズにできるような、そういった支援体制も必要だと思うのですが、現状どのようになっているか、また、こうしたことへの対策をどのように考えているのか、教えてください。

○平原防災課長

現状、各区民避難所の備蓄倉庫に入っている機材といたしまして、この様式を置いているということとはございません。ただ、実際には、先ほど言いましたとおり、発災からフェーズごとにやっていくことが変わ的过程中で、巡回窓口をつくっていくお話もさせていただいたところでございますが、そういった中で、書面の用意なんかは当然あるものと考えているところでございます。

ただ、実際のところは、先ほど体制のところでもございましたけれども、一部、まだ検討途上のところもございまして、そういったところ、能登に行った私どもの職員で、実態がどうだったかといったところの検証をまだまだ進めているところもございまして、先ほど委員からもございましたとおり、入手がなかなか難しい方をどうするか、あるいは、代理人のところにつきましては逆に、こちらについては能登の迅速な発行ということで国からの通知なんかも出ているところでございますので、本人確認の方法であるとか、より簡便な方法でできるようなところは、様々、これまでの実例なんかを加味しながら、品川区でもしっかりと寄り添った形で対応できるようにしてまいりたいと考えてございます。

○こんの委員

ありがとうございます。現在、体制としては、巡回をしながらフェーズごとにといったところは確認させていただきました。

震災のときと風水害のときと違うと思うのですが、風水害のときには、区民避難所ではなく、自主避難所としてされると思うのですが、やはりそのときにも、過去、自主避難所には行かなかった方の例ですが、令和何年だったかな、台風19号があったときに、被災された方がいらっしゃいました。

その方のときには、罹災証明書を出すという算段は、こちらをサポートさせていただいたので、証明書を持っていったり、あるいはいろいろな書き方等々、一緒にやったりということができたのですが、私が関わった方は高齢者世帯だったので、近くにお子さん方が住んでいらっしゃる、同居ではない、ご自分でやらなければいけないけれども、さりとてどうしたらいいのかといったところで、その方は私たちにすぐにSOSができたのでよかったのですが、SOSができない方々がいらっしゃるの想像できるので、そうした方々が罹災証明を出したい、早く出して次の再建にといったところの、こうしたサポート体制というのは必要だろうと思っております。

なので、先ほどご説明いただきましたが、より具体的に、避難所でそうした体制をつくっておくのか、はたまた地域センター等々でそうしたことの体制をつくっておくのか、いずれにしても、どこそこまで行かなければいけない、もらわなければいけないみたいなことの負担をできる限り軽減してさし上げて、証明書の申請に持ち込めるような、こうした体制をお願いしたいと思うのですが、いま一度ご答弁をいただけますでしょうか。

○平原防災課長

先ほど令和元年の台風19号のときの事例をお出しいただきましたけれども、風水害の場合には、まだ被害発生以前の段階での避難ということになりますので、実際被害が発生するかどうかといったところもございしますが、ただ一方で、被害が発生するという可能性もございしますし、台風19号の際、あるいはその1か月前の15号の際には、実際に発生した被害も多うございました。

そういった方々に対しまして、先ほど資料の中で、災害ケースマネジメント、これはアウトリーチの手法というのがあるのですけれども、逆に、このエリアであれば被害を受けている可能性があるといったところにもどのような形で私どものほうからアプローチするか、申請を待たずですね、そういったところについては、現在、避難行動要支援者に対する支援の視点の中で検討させていただいておりますが、ただ、一般的にかなり網羅的にやるということはなかなか難しいので、そういったところにはしっかりとした周知という形でまずやらせていただければと考えているところでございます。

なお、拠点といたしましては、今のところ、地域センターだとか区民避難所だとか、はっきり決まっているわけではございませんけれども、そのときに必要なところで、地震の場合には巡回体制を、それから風水害のときには地域センターで行うということは確定しておりますので、そういったところに行けばというようなご案内をしっかりとさせていただければと思っております。

○この委員

先ほども証明書が出た後の支援がどういうふうに受けられるかという議論がありましたけれども、それの前に、申請がきちんとスムーズにできるか、ここのハードルがクリアされないと支援も受けられませんので、まずこの申請がきちんと被災者がスムーズに、負担が軽減されての申請ができるように、この体制をぜひ今後も考えていただきたいと思います。要望で終わります。

○大倉委員長

ほかにございますか。

○須貝委員

今回の能登の地震でいろいろ浮き彫りにされたのは、やはり証明書の発行がかなり遅れたと。調査が2か月、3か月ぐらいから始まって、半年たっても来られない。これはそもそもそういう実態、調査をする人がその地域には少ないということで、これはぜひ日本全国の自治体に呼びかけて、そういうときには各自治体から何名かずつでも、交代交代でも派遣していただいて、早急にやらないと、品川区は

被害想定で、火災も含めて2万5,000の建物全壊と書いてあります。2万5,000といたら相当の数なので、これに対応する……、これは品川区だけですから、全壊ですから、これに半壊、それから中規模半壊とか、そこまで含めたら、相当の棟数になると思うのです。そういうことを考えたら、やはり全国自治体で何とか協議して、東京都にもお願いして、派遣体制を、これはしっかりしていただきたいと。

罹災証明書の発行が遅れば、結局順番があるわけですから、遅れば、やはり遅れることによって公費負担の建物の解体もできないとかそういう問題があつて、1年たつても解体ができなくて再建ができない。要は早く再建したいのにできないという状況を、今回そういう状況が生まれたので、ぜひこの辺も何とか改善していただきたいと私は思います。

先ほど再調査依頼ということがありました。判定に不服で。これも、テレビ等を見ていると、その建物でもう生活ができない、入らないでくださいとなっているのに、半壊にされた。要は全壊ではないと認定された。でも中に住んでは駄目ですよ、生活してはいけませんよ、でも半壊なのだというような、被害に遭われた方がそういうふうに言っていましたけれども、この辺も実際どうなのか、教えてください。

そして、先ほど電子書面申請、電子申請ということがありましたけれども、やはり現実論、写真だと、それは実態として、私は無理だと思うのだよね。全部、裏表、それから建物がどんな状況か、こういうふうにはありますけれども、やはり1軒1軒見てもらいたい、また、ここも見てあそこも見てというのはやはり被災者の方の希望だと私は思うので、この辺、こういうふうには書かれて、やや希望を持たれるような書かれ方をしていますけれども、現実はどうなのかなということを教えてください。

最後に、先ほど消防団の話もありましたが、被災された方が、恐らく相当の人数になると思うのですが、一時的にどこかに避難、住めるよというような体制が敷けるのでしょうか。いつも課長は、いや、大丈夫です、人数分は対応できていますと。でも、避難場所には、帰宅困難者はじめ、半壊だ、全壊だとなっていない人も避難してくるわけで、本当に大丈夫なのですかというのをもう1回確認させてください。お願いいたします。

○平原防災課長

ご質問にございました能登半島地震で罹災証明書の発行が遅れたといったところでもございますけれども、こちらにつきましては大分分析が進んできているところでもございまして、そもそも半島部の一番最奥で発生したということもございまして、もともと宿泊地が少なかったということもございまして、住家被害認定に当たる職員がかなり遠距離から、いわゆる通勤的な形になってしまったので、実稼働時間が非常に短いといったところもございました。あるいは、道路事情の悪化により、なかなか次々と人を送ることもできないといった初期の事情がございました。

それからもう1点が、農漁村ということもあるのかもしれませんが、いわゆる住家と非住家が混在していて、それが判然としないといったところもございまして、何が調査対象なのかが非常に分かりづらいといったところと、所有者不明の建物が非常に多かったといったところで、その確認に手間取ったといったところも聞いてございます。

それからもう1点、住家被害認定による半壊の判定と、それから居住不能というのは恐らく応急危険度判定での黄色と赤の話だと思いますけれども、こちらにつきましては、感覚といたしますと、応急危険度、あくまで応急でございますので、地震発生直後の倒壊の危険性を直ちに表すといったところでもございます。その後の住家被害認定というのは、建物の構造上のところから見ていくといったもので、基

本は別物でございまして、あくまで建物の性能としてどのぐらいの被害が及んだかといったものをやるものでございますので、住む・住めない、人の感覚によってはいろいろなお話を受けるということは私も聞いておりますが、制度の趣旨はその都度説明しているという話も聞いてございます。これは制度上の問題もございまして、そういったところはしっかりご理解いただくような形で考えてございます。

それからもう一つ、写真といったところがございました。写真につきましては、申請の際に写真を必ず送っていただくのは、自己判定という形で、私は準半壊に至らないという判定で構いませんという方が写真で送っていただくということがベースとなりますので、それ以外の方は、基本、現地調査を行うという形になります。

一部例外といたしまして、今回、先ほど言ったとおり、能登の場合、人を送り込むのが困難だったといったところもございましたので、新宿の都庁からリモート判定を行った事例がございまして。それでかなり件数をこなそうといったところですが、ただ、これも、明らかに全壊とかが分かるような建物に対して行ったと聞いてございます。

最後に、住まいを失われた方といったところでございまして、こちらにつきましては、先ほど来、私のほうで大丈夫だというような話もございまして、大丈夫というよりは、被害想定に出されたものをしっかりと対応させていただくというものがまず区の防災体制と考えてございまして、そういったところからしっかりやらせていただくと。帰宅困難者と避難者というのをしっかり分けるのだと。実際のところは運用がなかなか難しいところがあるのは十分承知しておりますが、そういった中で対応できるようなものを準備させていただくということをベースで考えておりますので、大丈夫という言い方はちょっと語弊があるかと思っておりますけれども、被害想定で出された数字に対して、しっかり対応しているというところでご説明させていただいているところでございます。

○須貝委員

大都市災害、大都市で首都直下が起きたら大変なことだろうなというのは、大概の人は考えれば、どれだけの規模の災害なのかということも想像できます。それに対して、多くの被災される方、帰宅困難者、けがをされた方、様々出てこられ、そういう状況になったときには本当に混乱されると思いますし、対応しようとする職員の方も、恐らく被災されたらなかなか出勤できないなど。支援できないなというような状況も生まれると思います。私は大変なことだなというのは、最近、この特別委員会でお話を聞いて、本当に大丈夫なのかなということをやはり心配してしまいます。

最後に、相談体制、先ほどからいろいろな方からお話がありましたが、被災者支援の各種制度、あります。ですけれども、実際、金額的にはこれで再建できないですね、はっきり言って。融資云々はお金を借りなければいけない。私は今、皆さんに呼びかけているのですけれども、やはり地震保険等、もっと前面に出して、皆さんに何とか地震保険に入ってもらって、再建が早くできるように対応してくださいということを広めていかないと、蓄電池もそうです、様々なものを皆さんがそれぞれ、自分の身は自分たちで守っていただいて、そしてその足りないところを後方支援としてしっかり行政が対応するという方法をとっていただきたいと私は思います。

終わります。

○大倉委員長

ほかにございますか。

○ゆきた副委員長

「4 区における発行体制」のところで、令和6年度からマイナポータルでの電子申請が可能となっ

たということですが、といえども、対面の窓口での発行手続を希望される方もかなり多いと思われます。先ほどもありましたとおりで、災害時は停電によってスマホとかパソコンとかが使用できないことも多く考えられます。

災害時の罹災証明の発行手続の窓口開設については、幾つ開設されるのかというのを品川区の地域防災計画で確認できなかったのですが、区役所で1つ開設されるという認識で間違いなかったでしょうか。

○平原防災課長

災害時の状況によって異なるかなと思いますけれども、現状確定しているのは、区役所のところで特別窓口を開設するといったところまでは確定しております。それ以外につきましては、今、はっきりとどこというふうに特定はしていないのですけれども、必要に応じて開設する必要があるのではないかと、いったところで、今、場所の検討なんかもまた進めているところでございます。そういったこともございまして、まだ地域防災計画には特に記述していないところです。

○ゆきた副委員長

ありがとうございます。先ほどほかの質疑の中でも、風水害は地域センターで決まっているというお話がありましたけれども、震災であっても発行手続窓口の開設については柔軟に検討していただければと思います。ここについては、防災協定を結んでいる行政書士会品川支部からの要望でも上がっていることだと思われまます。

地域に密着した13の地域センターで、対面で行政書士からのサポートを受けた対応であれば、より一層きめ細やかな区民への対応ができると思われまます、これについて、最後、お聞きできればと思います。

○平原防災課長

副委員長ご指摘のとおり、風水害のときには、基本的には本庁ではなく、地域センター対応となっておりますけれども、一方で、首都直下地震のような大きな地震の際には、地域センターは地域センターとして、地域の情報拠点としての役割もある関係で、一旦は自動的に地域センターという形にしているというのは、そういったところでございます。

どういう時系列で、先ほど言ったように、やる内容が流動化していくかといったところ、今、詳細分析をかけている最中ではございまして、そういった中で、基本は私どもも、やはりセンターというのは地域の中心でございまして、何らかの形と思っているのですが、実際にそれが果たして可能なのか、あるいは、地域センターという建物のキャパシティで、大きな震災のようなときに、受ける申請のところは電子にも分散しているのですけれども、実際にお渡しする交付のところは書面交付となりますので、そのぐらいのところをどのような形で差配できるのか、そういったところの運用可能性も勘案しながら、今、検討を進めているところでございます。

○ゆきた副委員長

ありがとうございます。状況に応じて対応されているということで確認させていただきました。ありがとうございます。

○大倉委員長

ほかにありますか。

○せお委員

ご説明ありがとうございます。被害認定調査のところなのですけれども、先ほど税務課でというお話

もあつたり、先ほどからいろいろな委員からありますけれども、能登では証明書を出すのが遅れたというお話もあつたりとかの中で、あと、大規模な震災ですと職員も被災しているかもしれないという状況もあつたりする中で、これから被害認定調査をできる、研修を受ける方を増やしていくという考えはあるのかというところです。

研修は東京都というお話もあつたと思うので、東京都のほうで人数を制限しているとか、そういうのもあると思うのですが、そこら辺の考えを教えていただきたいのと、あと、罹災証明と被災証明なのですが、被災証明書のほうは能登での教訓を踏まえて新設したとあるので、実際、今までなかったものだと思うので、罹災証明、被災証明で、今後、特に大規模震災のときは、調査もそうですし、発行もそうですけれども、これは優先順位とかは考えられているのでしょうか。そこら辺も教えてください。

○平原防災課長

まず、住家被害認定調査の研修でございますが、こちらにつきましては、税務課職員が中心となるようなところで考えているのですが、これは税務課職員だけが行うということではなくて、いざとなったときに、税務課職員が起点となって、その研修内容をさらに広めていくといったところで、いわゆる責任者という立場になっていただくといったところがあります。そういったところもございますので、税務課職員が中心になって行っていただくといったところで、逆に、今となつては防災課の職員はあまりこの研修には参加してございません。逆に税務課がしっかりと責任を持っていただくというようなところで、今、認識がしっかりと根づいてきているのかなと思っております。

それからもう1点ですけれども、被災証明書のところでございますが、優先順位という意味では、住家と非住家といったところで特に差はございませんけれども、緊急度という意味と支援の可能性といった意味では、罹災証明書のほうが必然的に高くなっていくところでございまして、いわゆる非住家のところの支援といったもの、公的支援というものはかなり限られてくるので、そのときに被災証明書が本当に必要かどうかといったところも明記されているものではございませんので、そういった意味では、例えば一番分かりやすいのは、例えば商売をやられているところの、住居兼用ではないような建物とかがそういうものに当たっていきます。能登で言いましたら、蔵とか、人が現住していない離れとか、そういったところなのですけれども、やはりそういったところでは、現に自分が住んでいるよりどころといったところのほうが優先度が高いですし、そういったところが全壊でしたら、支援金が出たりとかの対象になりますので、必然的にはそうなりますけれども、ただ、明確に順位がついているものではございません。

○せお委員

ありがとうございます。被災証明書のほうが増えたので、やはり職員が必要になってくると思うので、今お話がありましたように、どんどん広げていければなど、柔軟に対応していただければなどと思うのと、優先順位という言い方が悪かったかなと思ったのですけれども、状況に応じて、罹災証明なのか、被災証明なのかということも含めて、柔軟に対応していただけたらなどと思っています。ありがとうございます。

○大倉委員長

ほかにございますか。

○吉田委員

様々ご説明いただいたのと、皆さんの質疑の中から少しずつ理解が深まってきたところなのですから、先ほどのまつざわ委員のご質問とかぶるところがあるかなと思うのですが、やはりこういう証明

書の発行が必要とか、そういうことを漠然とは思っていても、具体的にいざ自分が被害に遭ったことを想定して、こういう手順でやっていくのだよというところまではなかなか、多分一生懸命広報はされていると思うのですが、残念ながらそこまでの日々の認識というのは難しい方が多いのではないかなと思います。

それで、ただ、町会とかが訓練を行って、私が参加するところも一生懸命参加者を増やしたいというか、参加してもらうために、メニューをいろいろ想定して、いつも新しいメニューとかもあって、勉強になるのですけれども、こういうのは、紙を1枚配るだけでも認識が少しは広がるのではないかなと思うのですが、そういう防災訓練や何かのときのメニューの一つとして、資料の提供とか、例えばそういう機会があれば誰かが説明に来てくださるとか、そういう試みは防災訓練のメニューの中に入っているのか、伺いたいと思います。

○平原防災課長

罹災証明書を含めてですけれども、災害時の対応につきまして、様々な情報を私どもからお送りさせていただく必要があるかなと思います。具体的にはいろいろな支援というような内容を周知していく形になるのですけれども、その支援の前段階が罹災証明書という形になりますので、そういったところでは、罹災証明書の必要性というのはかなりのところで、実際に発災したときというのは、浸透するものだと思っています。

先ほど来、繰り返して申し訳ございませんが、私も熊本に行った際には、罹災証明書って恐らく発災以前は知っている人はあまりいなかったかもしれないですけれども、物すごい数の申請が上がったと聞いてございますので、やはり事が起こってからというものはしっかりとなったということが1点と、もう一つは、能登半島のときは、広域避難されている方の関係とかもございまして、申請が今度逆にされていないといったところでもございましたが、そのときには、行政上、申請を待たずに罹災証明の調査を行うといったところもやっておりますので、様々な状況を重ね合わせながら、一人一人にどのように届くかということやっていきたいと思います。

また、平素からの区民への周知につきましては、今、内容を詳細まで確認できていないのですけれども、例えばしながわ防災学校でありますとか、そういったところも使いましてやっていきたいと思うのですが、まずは発災直後に皆さんどういう行動をとってくださいますというのが今中心になっているので、その先というのはまだいっていないのですけれども、今後、そういったところもしっかり周知していく段階では、もちろん罹災証明というのは一つ大きなものですので、そういったところも情報として、こういうものがあるのですよ、大事ですよといったところは入れていきたいなと思っています。

○吉田委員

ありがとうございます。やはり本当にいざとなってみないと、様々、災害への備えは訴えられているのだけれども、実際にやっている人は少ないというのが現状だし、防災グッズについても、買ってはみたものの使ってみている人は少ないとか、なかなかそこまでの現実として捉えるところまで意識を深めるのは一人一人の自覚に任せるしかないかなと思うのですけれども、せっかく防災訓練とかがあって、一生懸命頑張っている、参加を募ろうと思って頑張っている人たちもいらっしゃるわけで、そういう方たちの情報提供というのは、ぜひ今後検討していただければ本当にありがたいと思います。私もこういう情報は皆さんご存じなのですかねということ提案してみようかなと思いますので、ぜひその辺については前向きにご検討いただければと思います。これは要望にとどめます。

○大倉委員長

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大倉委員長

ほかになければ、以上で特定事件調査を終了いたします。

2 報告事項

(1) 東京都による高潮浸水想定区域図の公表について

○大倉委員長

次に、予定表2、報告事項を聴取いたします。

はじめに、(1)東京都による高潮浸水想定区域図の公表についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○平原防災課長

それでは私から、東京都が令和6年12月19日に公表しました高潮浸水想定区域図につきまして報告させていただきたいと思えます。お手元配付のA4縦の資料をご覧ください。

本件の概要でござりますが、まず前段階といたしまして、東京都は、平成27年5月の水防法の改正に伴いまして、平成30年3月に東京湾沿岸（東京都区間）における高潮浸水想定区域を公表したところでございます。ただ一方、その後の令和元年の台風15号などで、これは東京ではございませぬけれども、高潮浸水想定区域を越えた浸水が発生した事例を受けまして、国では令和2年6月に高潮浸水想定区域図作成の手引きを改定いたしました。東京都ではこれを受けまして、学識経験者などで検討を進めまして、さきに申し上げました令和6年12月19日に区域図を改定し公表したところでございます。

今回公表されました高潮浸水想定区域図のうち、品川区の部分がどうだといったところは、A4縦の資料の後ろのところにカラーのものをつけさせていただきました。浸水深、浸水の深さと、浸水がどのくらい続くか、浸水継続時間のもの、それぞれでございます。添付させていただきましたので、後ほどご覧いただければと思えます。

次に、今回の改定による変更点でございますけれども、まず、区内の一部に、浸水深、浸水の深さに変更があった地点でありますとか、あるいは浸水継続時間に増減があった地点がござりますが、現在の高潮被害が発生するおそれがあるときの避難体制に大きな影響を及ぼすような変更はございませぬでした。このため、今回の改定に伴う高潮に係る避難場所等の変更は特にございませぬ。

続きまして、区の対応でございますが、区のホームページでこちらのところを周知するほか、変更が関係してくる町会・自治会への説明を行うとともに、ハザードマップの修正を今後進めてまいります。

○大倉委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○塚本委員

説明ありがとうございます。私も意外と、意外というか、ちょっと勉強不足というか、うかつだったというか、ここまで高潮で目黒川沿い上流のほうまで水が出るということ、水が出るというか、高潮で浸水被害が起こるといのは、ちょっと想像できなかったというか、想定最大規模となっているのですけれども、これはどういうぐらいの事態なのかというか、台風の大きさとか、低気圧とか台風ということで、あと海がどれぐらい満潮なのかとか、いろいろな条件が、多分最もリスクが高くなったと

きということだと思うのですが、あと、過去に品川区として記録されている高潮被害というのは、もしあったのであれば、どんなものがあったのかというのを最初にお伺いしたいと思います。

○平原防災課長

こちら、現状の最大想定といったところでございますけれども、日本に到達した台風の中で一番強かったものが基準となっております、具体的には上陸時の中心気圧が910ヘクトパスカルといったものでございまして、関東ではなかなか経験したことのないような台風が、東京湾にちょうど中心点が来るような形で来たとき、そのときに、大潮というか、潮汐が一番高いときであったということと、これは外力と言いますけれども、気象条件ではないものですね、例えば閘門が閉まらなかったとか、そういったことが重なったときといったところでございます、そういったときに、目黒川の河川の水が流れるはずだと、東京湾の水のほうが高くなっている、水が逆に入ってくるという関係から、目黒川のところに影響が出るといったところでございます。そういったところをまず最大想定としていただいております。

それから、品川区という形ではないのですけれども、東京湾沿岸の23区のところでございますが、影響が出たものの最後のものといいたしでしょうか、最新というようなものではないのですけれども、大正6年台風のときに高潮被害が出たというのが記録として残っているところがございます。

○塚本委員

ありがとうございます。では、一応想定された過去の事例においてということなので、近年の状況を見れば、起こり得るということだと思えました。

気象庁から高潮警報とかそういうのが発令されて、それに応じての避難のレベルを設定されていると思うのですけれども、品川区においてこういう高潮の被害がどうもあるぞというところを、気象庁のそういう発表なんかを見ながら、避難の指示とか、そういったものの発令の手順というのですか、想定というのは現在どのようになっているのか。

それから、今後、町会・自治会への周知も区の対応としてやっていただくことになるかと伺いましたけれども、現在、この周辺の高潮浸水被害の危険のある地域の町会・自治会の、高潮の被害が想定されたときのいろいろな指示が出たとき、どういう避難をしていくかということでの事前準備とか、訓練までやっているかどうかはちょっと分からないのですけれども、そういったことは現状、どういった対応、備えがなされているかについて伺いたいと思います。

○平原防災課長

避難体制でございますけれども、まず、高潮の警報が発せられたときには、いわゆる警戒レベル3という形で、高齢者等避難を呼びかけるものとなっております。その後、危険情報等が出ましたらレベル4、実際に高潮が発生したらレベル5という形になるのですけれども、これにつきましては、洪水害とかと同じように、レベル5になりましたら、身の安全を守ってくださいという形で、必ずしも避難だけが安全ではないという段階にはなりますが、レベル4までの間に、避難対象とされている方は全員避難してくださいという状況になります。

そういうような対象のために、品川区、高潮の避難基準といたしましては、先ほどの浸水エリアのところの、直近で水がかぶらないところの学校を指定緊急避難場所という形で指定させていただきまして、そちらに避難を促す形になります。実際に令和元年の台風19号のとき、あるいは平成30年、そういったときに高潮警報が出まして、避難発令をかけたことがございます。

そういったような実例でございますので、そういった中では、このエリア、高潮については実際に気

象警報が出ているものでございますので、何らかの認識はあるかなと思いますし、私ども、品川区防災地図であるとか、あるいはハンドブックなんかにも載せさせていただいているものでございますので、しっかり今後も周知に努めてまいりたいと考えてございます。

○塚本委員

ありがとうございました。いずれにしても、やはり高潮でここまでの被害が起こり得るのだというところの認識は、申し訳ないのですけれども私もなかったところがあるので、この地域の特に被害想定に入っている方々について、どこまで意識があるかというところは非常に危惧するところも、心配するところもあるので、周知というところについてはぜひしっかりと努めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○大倉委員長

ほかにありますか。

○ひがし委員

ご説明ありがとうございます。2点ほど聞かせてください。

変更のところで、高潮浸水想定区域、また、浸水の深さ、浸水継続時間の変更があるということだったのですけれども、避難場所の変更を行わないということは、避難する場所への影響は少ないと認識しているのかという点がまず1点と、あと、区に対応、今少しお話があったのですが、区域変更の町会・自治会に、いつ、どのようなタイミングで周知をするのか、時期などももし決まっているのであれば、具体的などころもお知らせいただければと思います。

○平原防災課長

まず、高潮に係る避難場所につきましては、全く影響ございませんというか、そこに今回変更がかかるものではございませんので、高潮浸水想定区域外の学校を指定緊急避難所として指定しているところでございます。

それから、今後の説明につきましては、現状、このための品川区のハザードマップを修正しております、そちらが出来上がりましたら、それとセットで、これは風水害ですので、いわゆる出水期と呼ばれる6月以降に特に関係するものでございますので、そちらに間に合わせるような形で、現状、作業を進めております。具体的には、すみません、いつの段階といったところまではまだ決まってございません。

○ひがし委員

ありがとうございます。6月までに間に合うようにということで、いろいろと変更になって大変なこともあるかとは思うのですが、町会の方々と話したときにも、品川区は浸水とかは大丈夫らしいのだよねとか私もちらっと聞いたりしていて、思ったより影響があるのかなと認識しているので、自治会の方々への周知というところもしかりとさせていただきたいなと思います。こちらは要望で終了とさせていただきます。

○大倉委員長

ほかにございますか。

○石田（ち）委員

想定最大規模の浸水継続時間のところを見ると、一番上の赤いところ、1週間以上浸水し続けるというところがぼつぼつあって、だけど、その周りにはそんなに、一番低い水色で0時間以上12時間未満となっているのですが、こういうふうになるのは何でなのかというのと、あと、こういう想定が出

されているのですが、こうならないようにするための対策は何か打てるのでしょうかというのを伺いたいと思います。

○平原防災課長

まず高潮でございますけれども、いわゆる通常の洪水害よりも流入水量が多いといった特徴がございます。そういったところもございまして、浸水深のところ非常に深いエリアにつきましても、当然水が抜けていくまで時間がかかるといった、最後まで水が残っていくようなエリアといったところになりますのと、もう一つは、そのための対策といったところにもなりますけれども、やはりしっかりとした整備事業が進展するにしたがって、そういったところというのはいわゆるハード的に強いといったところになってきますので、そういったところと相まって、私どものいわゆる避難的なソフト対策といったところを重ね合わせていく必要があるのかなと考えてございます。

○石田（ち）委員

分かりました。とはいえ、1週間以上も水がはけないのかなと、私もちょっと意外だったのですけれども、今、ソフトとハードとで合わせてやっていくということですが、そのハードの部分で何か計画ができているのか、こうならないような計画があったりするのか、お伺いしたいと思います。

○平原防災課長

高潮対策という点では、港湾局等が整備事業を進めているところでございますので、るる、そちらのところは計画的に進んでいるものと承知しております。なお、こういったところにつきましても、私ども防災の者も対象となったような形で情報提供を受けているところでございますので、都としっかり連携した形で進めさせていただいております。

また、浸水深のところの継続時間でございますけれども、最終的に残ったところにつきましてもどのように対応していくかといったところにつきましても、消防と連携させていただきまして、例えばボートをどういうふうにするのかとか、そういったところにつきましても検討させていただいているところでございます。

○大倉委員長

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大倉委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) トイレトラックの導入について

○大倉委員長

次に、(2)トイレトラックの導入についてを議題に供します。

本件につきましても、理事者よりご説明願います。

○羽鳥防災体制整備担当課長

私からは、トイレトラック導入についてご説明いたします。

初めに、「概要」についてです。能登半島地震の教訓や被災地へ派遣された職員の声、全区民アンケートの分析結果などから、区は今年度、第2回定例会にて補正予算の議決をいただきまして、断水時でも水洗トイレとして活用できるトイレトラックを23区で初めて導入いたします。また、災害派遣トイレネットワークプロジェクトに参画することで、区が被災した際の受援体制と被災地への支援体制を

構築してまいります。

次に、「事業内容」です。

まず、トイレトラックの主な機能についてですが、図のとおり、5つの個室を備え、そのうち1室は多目的トイレとなっております。また、給水・汚水タンク、太陽光パネルを備えており、断水時・停電時でも利用することが可能です。運転につきましては、トラックタイプのため、けん引免許は必要ありません。準中型免許または平成19年以前の免許取得者であれば、普通免許でも運転することが可能です。

続いて、災害時と平常時の運用についてです。区が被災した際は、災害派遣トイレネットワークプロジェクトに参加している自治体のトイレトレーラー等を受け入れます。区以外が被災した際は、区が所有するトイレトラックを派遣いたします。平常時は防災訓練やイベント等での啓発に活用してまいります。

次に、現在の取組状況についてご説明いたします。まず、クラウドファンディングや寄附の状況でございますが、既に受付は終了しております。目標500万円に対して1,423万円余りのご支援をいただきました。内訳は記載のとおりでございます。次のページをご覧ください。寄附者の公表につきましては、希望された方のお名前や団体名をトイレトラックの後部に記載するほか、広報紙や区ホームページでも公表いたします。

続いて、車体デザインについてです。被災地での癒しとなり、また、区のブランディングにも寄与できるというコンセプトから、記載の5つのデザイン案をまず作成し、その後、アンケートにより2つのデザインを選定いたしました。最終デザインにつきましては調印式にて発表させていただきたいと考えてございます。

最後に、スケジュールについてです。2月下旬に納車後、3月3日に調印式およびお披露目を予定しております。また、3月9日のしながわシティラン会場に設置し、啓発とともに、実際にトイレとしてお使いいただく予定でございます。

○大倉委員長

説明が終わりました。

本件につきましてご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○えのした委員

ご説明ありがとうございます。いよいよ2月下旬に納車、調印式、3月9日のしながわシティラン会場にてトイレトラックの体験・啓発の実施ということで、本当に楽しみにしているところでございますし、これまで様々、導入にご尽力いただいて、感謝を申し上げます。

こちらの上位2案というのは、それは何ってもいいのかなというところと、あと、地域の方から早く見たいよねというご意見と、平常時は防災訓練やイベント等で活用し、災害時のトイレ問題を啓発するというので、もともとイベントで、大きいイベント、私の地域ですとムサコフェスですとか、そういったかなり大勢の方が来街するイベントなどですと、やはりトイレの問題は平時でも結構困っているところがあるのです。そういうときに、年間を通して区全体で様々な大きなイベントをやっていると思うのですけれども、その辺、もしかしたらこれからかもしれません、例えばこういった基準ですとか、イベントが重なった場合には土曜日、日曜日だけとか、何かその辺のイメージがあれば教えていただけますでしょうか。

○羽鳥防災体制整備担当課長

まずデザイン案についてなのですが、2点をというところでしたので、発表させていただきますと……。ただ、デザインは、ここに描かれているデザインから少しまた加工しておりますので。目黒川の桜の風景と、しながわ花海道。最終のデザインにつきましては、今、デザイン会社のほうで加工している段階でございますので、そちらの発表については調印式のところで楽しみということでご理解いただければと思います。

また、年間を通してのイベント等での活用につきましては、ぜひ積極的に活用していただきたいと考えてございます。ただ、いろいろ日程も調整する必要がありますので、地震体験車もありますので、そちらとの使い分けでありましたり、一方で、被災地支援としての役割もありますので、例えば今月初めに調布市でトイレトラックが都内初で導入されましたけれども、15日には能登に被災地支援ということで現地に向かっているというケースもありますので、様々、被災地支援というところも踏まえながら、できる限り、ふだんのイベントでの活用についても積極的に考えてまいりたいと考えております。

○えのした委員

ありがとうございます。そうですね、そもそも被災地支援のために導入ということでもありますので、区内のイベント等も踏まえて、これから検討していただければと思います。ありがとうございました。

○大倉委員長

ほかにございますか。

○まつざわ委員

ありがとうございます。今えのした委員からお話がありましたように、いよいよですね、自民党、公明党と一緒に要望書を出させていただいてから始まって、補正予算で皆さんに議決いただいて、導入になるという、大変うれしいことだと思っております。感謝しています。

その中で、一つ、クラウドファンディング、1,500万円、1,400万円ですか、すごいですね、うれしいですね。その中で、この1,400万円という数字、目標を500万円掲げて、企業から1,000万円、ふるさとチョイスで一般の方から500万円ですか、大体これぐらいの数だと思いますけれども、これだけ集まったのか、これぐらいだったのか、まずそこら辺の感覚を教えてください。

○羽鳥防災体制整備担当課長

クラウドファンディングの手応えという部分だと思います。クラウドファンディング、11月頭から募集を始めまして、それ以前から区内の企業・団体にもご説明させていただいておりました。正直、当初、伸び悩んでおりました。その中で、職員のほうも、関係・協力していただいている企業に直接出向いて説明をするなど、地道に営業してきたというところもございます。また、森澤区長が自らトップセールスをしていただいたこともありまして、12月以降、ぐっと伸びてきたという状況です。当初、助けあいジャパンの方とも話をしていく中で、想定としては600万円ぐらいいかなというところだったので、想定をはるかに上回るようなご寄附をいただいたという状況でございます。

トイレトラック、23区で初というところで、区民の皆様であったり、区内の企業の方々であったり、この事業に対する思いというのを、この事業に対してご理解いただけたと感じてございますので、この思いをしっかりと受け止めて、区の災害時のトイレ事業に活かしていきたいと考えてございます。

○まつざわ委員

ありがとうございます。まさに課長のおっしゃるとおり、これだけ機運が高まって、区も一生懸命プッシュして、みんなでこうやってつくり上げたものかなという、これはまさしく23区初、品川区が

防災を引っ張るという意味でのとてもすばらしいものになると思いますので、現在1台、ちょっと先の話ですけれども、でもこれからも引き続き、やはりこういうのは中長期的なものとして、防災の品川という部分では、私はこういった事業はしっかりとまた拡充していきたいと要望させていただきます。

○大倉委員長

ほかにございますか。

○鈴木委員

こういうトイレトラックのような快適なトイレがどんどん増えていって、震災があっても、トイレのところで快適に過ごせたら本当にいいなという思いがしています。

具体的に決算とか予算かどこかで値段が幾らかというのは多分出ていたかと思うのですが、改めて、トイレトラックを購入するところで幾らかかるのかというのをお聞かせいただきたいのと、あと、国のほうも、トイレトレーラーとかトイレトラックとか、こういうものをどんどん進めていくということもあると思うのですが、そういうところで国の補助金とか何かは出ないのか、その点についても教えていただきたいと思います。

それと、災害派遣トイレネットワークプロジェクトに参画して、区としても災害があったときにはどんどん支援していくし、品川区が被害に遭ったときには、そういうところでも来てもらえるという状況になっていくのだと思うのですが、災害派遣トイレネットワークプロジェクトに参加している自治体はどれぐらいあるのか、教えていただきたいと思います。

それと、スケジュールのところで、助けあいジャパンと協定締結が、3月3日調印式ということで書かれているのですが、この協定のの中身というのはどんな中身なのかについてもお聞かせください。

○羽鳥防災体制整備担当課長

まず、予算につきましては、7月1日の建設委員会におきましてご説明させていただいたところがございます。まず、歳出といたしましては、トイレトラックの購入費といたしまして3,000万円、トイレトラック購入に当たる重量税といたしまして1万円、クラウドファンディングの手数料といたしまして50万円。以上、歳出の予算額総計は3,051万円になります。歳入といたしまして、クラウドファンディングの寄附金といたしまして500万円を見込んでいたところでございます。

また、国の補助金につきましては、国のほうも今年度、緊急で補助金を立てましたけれども、確認をしたところ、品川区に関しましては既に契約済みの案件でしたので、そちらの補助金の対象外ということでございました。

災害派遣トイレネットワークプロジェクトに現在参画している自治体数は、ホームページ上ですとまだ23になっているのですが、その後、調布市であったり、岐阜県もトイレトラックを導入して、最新の情報ですと25自治体となっております。

助けあいジャパンとの協定につきましては、まさにトイレネットワークの総合支援の内容が中心になってございます。

○鈴木委員

クラウドファンディングで1,423万2,000円ということで実績がありますけれども、これが丸々ここに使われるということではないということなのではないでしょうか。その確認だけお願いします。

○羽鳥防災体制整備担当課長

クラウドファンディングの歳入につきましては、トイレトラックの購入についてご寄附いただいたものでございますので、トイレトラック導入事業に充てるということになってございます。

○大倉委員長

ほかに。

○須貝委員

トイレトラックのクラウドファンディングをしていただいた方に本当に感謝しますし、このトイレトレーラーは本当に画期的なもので、私も反対するものではありません。ただ、これ、1台で1,200回から1,500回しか使用できない、要は、千二、三百人使ったら、今まで使って滞留した、そういうものを1回捨てなければいけないのですよね。そうすると、移動しなければいけない。前も申し上げましたけれども、1,200人の方が4基のトイレを使用すると、1基当たり300人が使用できるのですが、300人が1人当たり5分ずつ利用すると1,500分かかるということで、そこにいる千二、三百人の方が次に使えるのは25時間後という計算になってしまうのです。

だから、今、台数を増やすというよりは、そうできれば一番いいのですが、その公園なり、その場所で、何とか循環して使用できるものにしないと、災害に当たっても、その利用価値が限られてしまう。1,300人使ったらもう駄目、では車を移動します、移動したらそこには何にも残っていないというようなことではしようがないのではないかなと私は思うので、せつかくこういういいものを開発されたら、どこかの公園なり、空いている敷地にきちんとトイレトレーラーの設備を常備した公衆トイレを災害に対してつくっておくべきではないかなと私は思うのですが、どうでしょうか。

今、実際、子どもたちの意見を聞けば、もう和式はほとんど使わない、使いたくない。そして、洋式でもいいのですが、できればやはり明るいところで、水洗トイレがないと、子どもたちはなかなか使わない。高齢者に当たっても、和式トイレはまずほとんどの方が使わない。それがもう現実になってしまった、こういう時代なのです。ましてこの大都会はどこ行ってもトイレがきれいで水洗式になっているので、そういうことを自治体としても考えていかなければいけないと私は思うのですが、ご見解をお聞かせください。

○羽鳥防災体制整備担当課長

災害用トイレの全体の体制というところになるかと思います。もちろんトイレトラック、区としても1台、また、災害派遣トイレネットワークプロジェクトを活用してもまだ25自治体という状況でございます。ただ、区はこれまで様々な形の災害用トイレを備蓄し、マンホールトイレなども設備を整えてきているところでございます。そういった様々な形を災害時のトイレとして活用しながら、今回新たにトイレトラックという新しい機能を追加したということでご理解いただければと考えてございます。

○須貝委員

課長のおっしゃったとおりで、災害時に、品川区の人口を考えれば、何十台というか、何百台ないと、実際に対応はできないのだらうと。実際そこに1台あったら、そこに人が殺到してしまいますよね。それが人間の本能だと思うので、ぜひ何かいい方法を考えていただきたいと思います。これから災害時にどうするのだ、トイレにしても何にしても、やはりよりいいものを避難民の方は求めると思うので、何とか考えていただきたいと私は思います。

それで、一番憤りを感じるのは、国が、区は既に契約したから補助金が出ない。こんなばかな話がありますか。人のために、災害に備えて、いざというときに備えなさい、いつ大地震が起きるか分からないと国が言っているにもかかわらず、先に契約したら1円も出さないという、こんなばかなこと、私は抗議してほしいと思います。

○大倉委員長

ほかにございますか。

○塚本委員

トイレトラックは本当に多くの寄附をいただいて、特殊車両なので製造のほうもそんな簡単につくれない、それがしっかり予定どおり納入されるという運びになってよかったです。

最初はトイレトレーラーというのが世に出てきて、その後、トラックという形になって、トイレトラックの優先性というか、メリット、優位性というのは、けん引免許が不要だよということで、たくさんの方が利用できると。あと、今回のトイレトラックについて言えば、多目的トイレもついているので、そういった意味でも大変有用性があると思います。

伺いたいのは、普通免許ではあるのですがけれども、平成19年以前のもので平成19年以降で運転ができる・できないがあるということで、この違いについて何なのかというのが一つと、平成19年以降の人が今後、例えば区の職員で若い人が入ってきてという中で、トイレトラックを運転したいとなったときに、その免許の壁を越えるにはどうすればいいのかというところが気になるのでお知らせいただきたいのと、あと、これ、運転して現地に運ぶだけではなく、使うためにいろいろ、ちょっとした操作は必要だと思うのです。設置するとか、使えるように。そういったことについては、どの程度の研修とか、準備が必要なのか。ちょっと教えてもらえれば、大概の人は、現地に行って、設置して、使えるようにできるというようなものなのかどうかといったところについてもお聞かせください。

○羽鳥防災体制整備担当課長

まず、免許につきましては、警視庁からの資料でございまして、現在、トイレトラックの重量に当たるのが準中型自動車に当たります。細かく申し上げますと、平成19年6月1日以前の普通免許であれば、準中型も普通免許で運転できるものであったところでございます。それが、平成19年6月1日以降、警視庁のルールが変わりまして、過去2回変わっている状況でございます。現在は、普通免許で運転できるものは3.5トンまでということになってございます。ですので、次の質問につながりますけれども、新規で採用された職員、普通免許を持っていても、残念ながら運転はできないという状況でございます。

そういったところを担保するために、現在、事業者の協力を得るように調整をしているところでございます。準中型または平成19年以前の普通免許を持っている職員でも運転できる体制をとりつつも、関係の事業者ですね、運輸事業者のほうでも運転できるような、そういった支援体制をとっていくというところで、今、調整をしているところでございます。

設置について、あと使い方のところですが、もちろん職員は、防災課職員は研修して、周知して、実際に啓発のときにも説明できるような体制はとってまいります。また、助けあいジャパンのほうで誰でも分かるようなマニュアルをつくってございますので、そういったものも用意させていただいて、実際に被災地に派遣する際は、物資輸送と同じように、区の職員も同行して、現地に設置するときに被災地の方に説明をしてという対応も想定しているところでございます。

○塚本委員

ありがとうございます。導入に際しまして、そういった形で、いつ出動がかかるか分からないところではありますので、準備をしっかりしていただければと思います。よろしく願いいたします。

○大倉委員長

ほかにございますか。

○ゆきた副委員長

では1点だけお聞きできればと思います。しながわシティランのトイレトラックのお披露目あるいは活用として、しながわ区民公園に置かれるということを伺っていますが、しながわシティランの参加者以外でもトイレトラックを見たいと思われる一般区民へは、どのような事前の周知をしていかれるのか、お聞きできればと思います。

○羽鳥防災体制整備担当課長

今回、しながわシティランの会場では、ファミリーラン、ジュニアランのゴールの地点でございますしながわ区民公園の管理事務所棟前で現在調整しているところでございます。

広く周知して体験していただくというところに関しましては、まず、広報につきましては、3月9日に体験することが可能ということで、しながわシティラン参加者以外の方に対しても、もちろん広く周知をさせていただきます。

また、今回ご寄附いただいた方にもぜひ見ていただきたいと思いますので、3月3日の調印式、こちらは平日の日中になりますので、都合の合わない方もいらっしゃると思いますので、3月9日のしながわシティランの会場にお越しいただきたいということでご案内するように、今、調整しております。その際に、しっかり使い方を説明できるように、啓発をしまいたいと考えてございます。

また、現場で、公園の一般利用の方であったり、しながわ水族館来館者が立ち寄るケースもあると思いますので、そういった本当に幅広い方に説明できるように、調整をまいりたいと考えております。

○大倉委員長

ほかにごございますか。

○高橋（伸）委員

ご説明ありがとうございました。まず、しながわシティランの、今、ゆきた副委員長からお話がありましたけれども、ジュニアランとファミリーランで約750名いて、そのほかにボランティアをされる方がいらっしゃる中で、今、しながわ区民公園というのを確認いたしました、トイレ1回で400リットルですね。それがいっぱいになったら、また入替えをしなければいけないのだけれども、当日、お披露目ですから、そこまでは想定していないと思うのだけれども、その辺は今どういうふうに計画されているのか、まず1点。

○羽鳥防災体制整備担当課長

当日の運用方法についてはすけれども、しながわ区民公園の管理事務所棟前に汚水ますがございまして、そちらに直結させる想定で考えてございます。ですので、汚水タンクにためるというよりは、下水に直結させて利用するというのを今想定してございます。

○高橋（伸）委員

それとあと、すみません、話が前後してしまうのですが、2月下旬に納車があつて、車庫としては第2庁舎の1階なのか、その確認が一つと、あともう一つ、トラックの後部イメージに、募った希望者の会社には後部に社名を書きますよと書いてあるのですが、40件あつて、今、ほぼほぼ全部、皆さん掲載するようになっているのですか。

○羽鳥防災体制整備担当課長

まず、車庫につきましては、委員おっしゃったとおり、地震体験車と同じように、第2庁舎1階の駐車場になります。

後部の記載につきましては、希望者のみというところではございまして、もちろん企業のロゴつきで全

て切り切ります。個人の方も、意外に希望されない方もいらっしゃったので、全ての希望される方は後部にしっかり記載できるよう、今、確認はとれています。

○高橋（伸）委員

分かりました。ありがとうございます。

あと最後に1点なのですが、これから準備段階で納車に向かっている。今いろいろ手続をやっていると思うのですが、ナンバープレートはもう決まっているのですか。なぜこういう質問をするかというと、山梨県の北杜市が、寄附金を募った金額で、例えば843万円だったら843とか、そういうナンバープレートにしているのです。何かそういうのはお考えになったのかなと思って、そこだけ確認させていただきたいと思います。

○羽鳥防災体制整備担当課長

ナンバーにつきましては特に考えておりませんでしたので、今ご提案いただきましたので、早急に確認してまいりたいと思います。

○大倉委員長

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大倉委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 令和6年度地区総合防災訓練等の実施結果について

○大倉委員長

次に、(3)令和6年度地区総合防災訓練等の実施結果についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○伊藤災害対策担当課長

私からは、令和6年度地区総合防災訓練等の実施結果につきまして報告をさせていただきます。

「1 地区総合防災訓練」です。

(1) 日時につきましては、記載のとおり、昨年9月23日から11月10日までの間で実施いたしました。

(2) 訓練内容でございますが、初期消火、応急救護、物資配布など、また、地区によってはそれぞれ訓練を行ってございます。

(3) 参加者数につきましては、10地区合計で7,225名でございました。

(4)、(5)につきましては、別紙1、別紙2をそれぞれ使用しましてご説明させていただきます。恐縮ですが、1枚めくりいただきまして、別紙1をご覧ください。

令和6年度地区総合防災訓練の実施結果を1枚にまとめてございます。本年度は、新たな訓練予想を加えて、新たな参加者を募るという、PLUS ONEという新たな取組事業を5地区で実施いたしました。表の左側「地区」のうち、地区名の下にPLUS ONEと英語で書かれている地区が、防災ダンス、キッチンカー、防災クイズを組み込み、実施した地区となっております。

また、表の題目のところですけれども、「日時・会場」、「参加者数」、「主な実施内容」をそれぞれ10地区において記載してございます。今年度は雨天による縮小開催などがありましたが、予定しておりました10地区それぞれで訓練を開催することができました。

また、PLUS ONEを実施した会場の成果でございますが、5地区のうち3地区につきましては、前年に比べて参加者が若干増加、また、1地区は僅かに減少したというところもありました。また、1地区は、昨年は雨天中止のため、増減は確認できないという状況でございます。

一方、PLUS ONEを実施した各防災協議会の皆様などからも訓練内容についてはおおむね好評であった、また今後取り入れてまいりたいなどといった意見も伺っている状況でございます。

もう1枚おめくりいただきまして、別紙2をご覧ください。令和6年度地区総合防災訓練のアンケート集計結果でございます。

「1 アンケート回答者数」は551名でございました。今回、地区総合防災訓練で初めてアンケート集計を行ったということもあり、ちょっと不慣れだったということもありまして、アンケート調査数がかかなり低い、少ないという状況でございます。ただ、今後はアンケート実施方法を再度精査しまして、より多くの方から意見を聴取できるように努めてまいります。

その中でも、アンケートの表の中、「3 アンケート結果」でございますが、設問1、今日は誰と来ましたかという設問に対し、家族連れが多かったということ、また、設問2、防災訓練へ初めての参加者が3割を超えていること、また、設問3、訓練を知ったきっかけは、掲示板であるとか口コミ、SNSが多いことなどがこのアンケートからも分かってきたという状況でございます。

設問4、設問5については、記載のとおりでございます。

それでは、恐縮ですが、一旦、頭紙、1ページ目にお戻りください。「2 区内一斉防災訓練」について説明をいたします。

(1) 避難所運営訓練です。ア、日時は令和6年12月8日曜日10時から12時まで。イ、訓練内容および参加者数につきまして、参加者数は3,386名でございました。(ア)訓練内容と、ウ、アンケート結果については別紙3および別紙4を使って説明いたします。恐れ入りますが、別紙3、別紙4をご覧ください。

まずは別紙3からです。令和6年度区内一斉防災訓練（避難所運営訓練）の実施結果でございます。

1、区内一斉防災訓練の参加避難所を示してございます。項目ですが、参加した避難所名、参加者、訓練内容を記載してございます。

訓練内容といたしまして、従前から行っております名簿の作成、受付・設営などに加えまして、簡易トイレの使用やマンホールトイレの設定など、震災時のトイレ問題を課題として捉え、避難所訓練を行った避難所も複数見られました。

また、表の2、区内一斉防災訓練以外の避難所訓練ですが、12月8日以外に避難所訓練を実施した避難所を記載してございます。

3につきましては、年度別の避難所訓練数の推移を示してございます。

続きまして、1ページめくっていただきまして、別紙4、アンケート結果をご覧ください。

アンケート回答者数は2,335名。避難所によっては訓練終了後や訓練中にアンケート回答時間をとっておりますので、高い回答者数となっているという状況です。地区防災訓練のアンケートについてもこちらを参考にして実施をしてみたいと考えてございます。

アンケート設問2の、訓練でよかった点として、自由記載として、非常用トイレの組み立てがあったという状況です。

また、設問3、訓練で改善したほうがよい点といたしまして、円グラフの中にございますとおり、避難所生活の知識・理解を深める内容、備蓄の知識・理解を深めるなどが多くを占めてございます。また、

自由記載では、具体的に実際に体験談を聞きたいなどの意見が出ております。

また、もう1ページおめくりいただきまして、設問5、区から配布された啓発品につきまして、災害時の備えとして活用できるかなどという設問に、おおむね肯定的な回答をいただいているところでございます。

設問6の自由記載の面では、ご覧のとおり、様々な意見をいただいております。このような内容も含めまして、情報を町会、参加された皆様にも共有してまいりたいと考えてございます。

お手数ですが、一旦、1ページ目、頭紙にお戻りください。2の(2)災害対策本部訓練でございます。ア、日時につきまして、記載のとおり、避難所運営訓練と同時間帯に実施してございます。イ、訓練内容、参加者数は記載のとおりで、区職員を対象とした訓練となっております。

「3 その他」でございます。1月28日に開催されます地区防災協議会会長連絡会におきまして、本内容を報告する予定でございます。

○大倉委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○このんの委員

ご説明ありがとうございます。総合防災訓練の実施内容なのですけれども、各地区、様々なメニューでされているのですが、前にも伺ったことがあるかもしれないのですけれども、確認ですが、メニューというか、訓練の実施内容を、いろいろなメニューの中からどれにするかを決めるのか、それとも、自分たちでこういう訓練をやりたいと決めるのか。ある程度メニューの中からチョイスして決めていくものなのか、訓練内容の決め方というか、選定の仕方というか、どんなふうにされているのかをお聞きしたいのと、具体的に、例えば、これ珍しいなと思ったところが、結局雨でできなかったのかな、大崎第二で新聞紙スリッパの作成とか、こういうのもされているのだなと思ったのですけれども、こういうメニューが入ってきているところもあるので、こういうのはご自分たちで考えたのか、それとも、そういうメニューがあって、ではやりましようとなったのか、そうした訓練のメニューのチョイスの仕方ですね。

アンケートから見ても、訓練の内容といったところは、参加したいと思う訓練はありますかといったこのアンケートの内容からしても、これからもさらに工夫が必要なのだろうと思うのですが、あと、話が前後してしまって申し訳ない、大井第二でやりました親子体験というのも、これ、新しいメニューかなと思うのですけれども、その辺のメニューの在り方、また、選び方、どんなふうそれぞれの地区の方たちは選んで、こうしたことをされているのか、様子なども伺いたいと思います。

○伊藤災害対策担当課長

訓練メニューのお話でございました。まず、訓練メニューの前に、今回、PLUS ONEという事業を入れたことによりまして、PLUS ONEを実施した地域だけではなく、そのほかの地域でも、新たな人を呼ぼうとか新たな取組をやろうといった風潮があったということを踏まえて、説明をさせていただければと存じます。

まず、メニューの内容ですけれども、基本的には地区防災協議会の皆様が会議等で集まりまして、前年にやった訓練内容であるとか、防災課の職員も入っておりますので、そういった知見、また、やはり町会の皆様のやりたい訓練というところで、訓練内容を詰めていくのかなと考えてございます。

また、内容につきましては、しながわ防災訓練ガイドがございますので、こういったものだとか、ま

た、しながわ防災学校に参加されている町会の方もいらっしゃいますので、そういった方から知見を共有して、こういった訓練もあったよなどということ共有させていただいてやっているということで、防災スリッパなんかもしかしたらそこで入ってきたのかなと思ってございます。

また、親子防災の関係ですけれども、さきに説明をしましたPLUS ONEの関係ですが、大井第二地域につきましては、PLUS ONEの地区ではございませんでした。一方で、5地区が今回、今年度にPLUS ONEという新たなコンテンツを取り入れた訓練を行うということを知り、大井第二地区でも独自のやり方をやっていたりという風潮がございまして、例えば親子防災訓練であれば、今までは放水訓練をやっていたところ、バケツリレーにしようとか、また、水風船で火元を想定して投げる、親御さんと一緒にやるといったような訓練も導入してございます。

また、そのほかにも、親子防災というところでは、大井第二以外でも、親御さんと一緒に訓練ができる、小さめの消火器を使った消火訓練など、いろいろ親子で参加していただくようなプログラムも各地域によって検討され、実施をされてきたところでございます。

○こんの委員

ありがとうございます。工夫をされてきているなという感がいたしますので、参加者もこれで、特にこのアンケートで、お子さんと一緒に参加したいという、また、子どもでも参加できる訓練をとということがアンケートでも上位に上がっているの、やはりお子さんとといったところは一つの視点なのだろうなと思います。

それから、一斉防災訓練なんですけれども、これもまたそれぞれの避難所によって訓練内容が決められていると思うのですが、一つは、これはどこもしていないのだと思うのですが、ペットの同行避難といった課題がありますが、こうしたことの訓練は、しょうか、どうしようかという検討などがされているのか。実際にペット同行避難という角度の訓練内容などは見受けられないのですが、そうした訓練内容というのはどんなふうを考えて、また、区としてはそういう訓練が必要ですよ、やりましょうという促しとかはされているのか、現状、その点に関する訓練について教えてください。

○伊藤災害対策担当課長

今年度の避難所開設訓練につきましては、それぞれの避難所におきまして、避難所マニュアルを見直したということで訓練を進めさせていただきました。その中にペット同行避難というものもございまして、このマニュアルに基づいて、各避難所、学校等でございますけれども、こういったところをペット用にするのか、また、子ども用スペースにするのか、要支援者が滞在するところにするのかなど、確認する機会として訓練の機会を使ったと伺っております。

それぞれ地区で、既にそこが出来上がっているところであれば別の訓練をやったところもあろうかと思いますが、やはり避難所運営マニュアルの変更があったということで、それぞれの地区では、見直し、訓練を実際にやってみて、どこにするのかというのを確認したという避難所が多かったと伺っております。

○こんの委員

ありがとうございます。ということは、ここには文字としてその訓練の内容は書かれていないけれども、マニュアルの改定と同時に、レイアウトというか、避難所内のスペース確保というか、そうしたところをされたところは結構あったということよろしいのでしょうか。

マニュアルの改定がされて、具体的にどこの部屋でどこのスペースでどうするかというのは、マニュアルをそのまま避難所訓練に来られた方々が手にして見るというのはどれだけされているのか、その辺

のところ、マニュアルをどうぞご自由に見てくださいみたいな形でされているのか。マニュアルは結局運営をされる方々が持っているだけで、実際は見る機会とか、その辺のところは訓練の中に具体的に入ってこない、なかなか避難所の訓練といっても、避難してくる方々は、そのメニューで、実際発災したときに、それで一緒になって動いていただける方をつくっておかなければいけないということを考えると、もう少し具体的な訓練をするように促されたほうがいいのではないかなど。

あくまでも避難所訓練の、決められた会議の方たちで内容を決めていくのだと思うのですけれども、その辺の促し方というところは区としてされているのか、いやいや、この避難所訓練の方々の意向で全てお任せしていますよということなのか。もう少し訓練の内容について、区としても促し方が必要ではないかと、この内容からそう思われるのですが、その点はいかがでしょうか。

○伊藤災害対策担当課長

委員のご指摘、非常にごもつともでございます。やはり一定の方々しか持っていない知識というのは、非常に危険というか、十分ではないと私たちも認識しております。

一方で、訓練自体の方向性につきまして、避難所連絡会議というものがございまして、訓練前には防災課職員もそちらに入っております。私も幾つかその会議の中で示された、例えば学校ですけれども、学校の図面を見せていただいて、ここにはペットが入るのだよだとか、ここには子どもが入るねだとか、そういった図面もできていましたので、これは参加された方であればある程度理解できるかなど。そういった方は町会の幹部的な方なのかもしれませんけれども、さらに、ここの中で全てを網羅しているわけでないというのは、先ほど委員のほうからのご指摘もありましたとおりで、例えば開設訓練が終わった後に、それぞれの保管庫を回ってみようだとか、ここが例えばお子さんが入るところだよだとか、ペットが入るところだよというのは、訓練場所によってまた変わるのですが、しっかりとそこを見ていくところもありましたので、そういった情報については、各避難所連絡会議をやるときにも共有させていただいて、こういった訓練もあるのだよというのを共有させていただきたいと考えております。

○この委員

いろいろな訓練のメニューをどういった避難所でされているかという情報共有や情報交換をしながらといったところは、区の方からの促しというところが情報交換のツールの一つかなと思いますので、ぜひこれからも、一斉防災訓練についても内容をアップデートしながら、より実効性のあるというか、こうしたことを学んでおけば災害時に動けるといった実効性あるものに近づけるような訓練の内容をぜひお願いしたいと思います。

○大倉委員長

ほかに。

○ひがし委員

今のこの委員の件で、私、区内の一斉防災訓練で、ちょうどペット同行避難をされる町会のところで実際に参加させていただいたときに感じたことなのですけれども、本当に具体性というところがまだまだこれから課題になってくるのかなと思ひまして、具体的に言うと、学校のマップもを見せていただいて、ここが子どものところ、女性のところ、そしてペットはここにみたいなどはしっかりあったのですけれども、実際にペットを連れてこられた方が、そのわんちゃん小さいわんちゃん、もし大きな子と一緒にいるのだったら、ここに一緒に置くとなると心配だなという声だったりとか、ペットも、わんちゃんだけではなくて猫ちゃんもいるし、ほかにもいろいろと種類がありますよね。そういった方、そのエリアだけで対応できるのかなというので考えると、そのときはバルコニーみたいなのが

ペット用になっていたのですけれども、外が苦手な子もいるだろうしというのを考えていくと、具体的にどうしていくのかとか、持ってきてもらうものとかもしっかりと周知しなければいけないのかなと思っていて、バッグみたいなところに入れてきていたけれども、実際に離すとなるとゲージが必要だよねとか、そういうところの体制はどうなっているのでしょうかというお問合せがあったので、ぜひこの機会に、もし何か検討しているものとか進んでいるところがあったら、お聞かせいただきたいなと思います。

○伊藤災害対策担当課長

具体的な事例を挙げてくださいまして、ありがとうございます。確かにペットであるとか、子どもの方、また、女性の方については、新たに避難所運営マニュアルの改定があったところですので、まずは訓練をやってみてどうなのか、一方で、今日震災があったらどうするかというような事情もありますので、そのときには基本的なマニュアルに沿った形で避難所運営についてはそれぞれ実施していくことになろうかと思えますけれども、今言った課題につきましては、やはり避難所運営をする町会の方、学校、また、防災課としても問題意識として捉えますので、すぐに解決というわけにはいかないかもしれませんが、備蓄の面も含めまして、ペットも含めまして、検討をさらに進めてまいりたいと考えてございます。

○ひがし委員

ありがとうございます。ぜひ具体的に進めていただきたいのと、もう1点、テントというのですか、スペースの組立てみたいな、多分介助とかが必要な方々が使えるという、何名かが入るようなテントというのですか、スペースの組立てみたいなのもやらせていただいたのですけれども、あれは何か、その場においてお話を聞いていると、みんな、自分たち、それを1個ずつご家族で使えるみたいなニュアンスで思っていた方が多かったみたいで、実際その場所で介助が必要な方々とかがそれを使うのです、ほかの方々は区切りとか目張りとかして、それぞれのスペースでお布団とかを敷いて寝ることになりますみたいなお話をしていたときに、私自身も衝撃を受けたところがあるのですけれども、実際に震災を受けて学校に避難するとき、どうなるのかなと思っているのですけれども、ほかの国とかだと、1個ずつスペースがあつてみたいな、確保とか、カーテンで見えないようにするとかいう対応があったと思うのですけれども、今、この品川区でもしそういうのが起きたとき、そういう配慮とかは、高齢者とか以外の方々、一般の方々とかが過ごすスペースはどうなるのかなというところも教えていただければと思います。

○羽鳥防災体制整備担当課長

避難所における間仕切り、パーティションの備蓄の状況に関してのご質問だと思います。現在、パーティション、間仕切りに関しましては、各避難所の倉庫に50張りずつを備蓄しております。避難所開設と同時にすぐ設置できるような形を考えております。ただ、50張りという数です。1避難所1,000人ぐらい避難されることを想定したときには、足りない数量になってございます。

これは収納スペースとの関係もでございます。50張りですと、大体体育館の半面に設置できるようなイメージになってございます。やはり使用としては、避難された皆様にというところまでは足りませんので、まずは要配慮者の方に優先的にお使いいただくと。プライバシーの保護が必要な方に優先的にお使いいただくという形になります。それは発災直後です。

一定期間たてば、また支援物資という形で届いてきたものを活用していくという、また、事業者からの協力も得て体制をとっていくというような、フェーズに応じた対応になっていくかと考えてございま

すが、現状、各避難所50張りを備蓄しているという状況でございます。

○大倉委員長

ひがし委員、今回のこれについては報告事項ということで、令和6年度の防災訓練等の実施結果ということで、以前も避難所とかでやられていたかと思うので、あまり細かいところまでいかれると、そこはご注意くださいというか、ご配慮いただいております。

○ひがし委員

ぜひその点についても、しっかりと周知というところも含めて、進めていただければと思います。

○大倉委員長

ほかに。

○えのした委員

ご説明ありがとうございます。私からも、一般質問でもご質問させていただいたPLUS ONE、非常に評価するところでありますけれども、私も防災区民組織の一員として参加させていただきましたが、残念ながら私の地区ではPLUS ONEの開催がなかったので、企業との、キッチンカーですとかカレーライスセットなんてすごく興味があって、体験したかったところなのですけれども、今回5地区でしたか、確認です、ほか、まだ8地区かな、未開催のところは、先ほどこんの委員からも発言ございましたが、アンケートの様々なご意見を踏まえて、アップデートする形で続けていっていただけるのかというところをお聞かせ願えますでしょうか。

○伊藤災害対策担当課長

今、委員からご指摘ありました5地区のPLUS ONE地区と、あと5地区、実施していない地区、また3地区、実施していない地区があるということで、この訓練が終わりました後に、各地区の町会長と、今回のPLUS ONEの訓練の結果も含めまして、今後の在り方等も踏まえて、お話をさせていただきます。

訓練をやっていた皆様については、来年度もいろいろ展望というか考えがあるということと、実施していない3地区の会長につきましても、やはりやりたいという気持ちがありながらも、いろいろな事情、例えば区内一斉防災訓練の日程が近いであるとか、会場がなかなか、皆さんが参加できるようなところがなかなか見当たらないといったようなこともご意見として伺っているところです。

ただ一方で、やはり顔を合わせるこの訓練というのは大事だよという認識は持たれているということでしたので、来年度は、どういったやり方になるか、我々の支援の仕方もまた検討していかなければならないと思いますが、その3地区もできるような形で話を進めてまいって、13地区全てできるような方向が、我々のゴールとして持っていきたいと考えてございます。

○えのした委員

ありがとうございます。確認がとれました。

これ、内容もそうなのですが、あと先ほどのご報告の中で、参加者が増えたところもあれば、減ったところもあって、私も町会でいうと、前回の総合防災訓練よりは人が足りなかったかなという印象もありましたので、やはりまずは参加していただくというところを促すような取組を期待しておりますので、私から要望させていただきます。ありがとうございます。

○まつざわ委員

ありがとうございます。幾つか、先ほどこんの委員もお話ししていましたPLUS ONEの中で、私もPLUS ONEはすごくいいなと。荏原第五は防災ダンスで、区長とともにみんな踊っていて、

楽しいという形、これ、すごくいいなと思いました。

先ほどえのした委員からもお話がありましたけれども、それがない地域の中で、自分たち、ないから、では考えようという、バケツリレーが始まりましたよね。私、そこがすごいことだと思っているのです。PLUS ONEで考えたことをやるのではなくて、それがない地域が、自分たちはどうしたらできるのだろう、ではバケツリレーって、やはり考えてつくったということが防災力の強化だと私は思っていますので、例えばそういったところに、これからどう、PLUS ONEで決まったものを充てるのが果たしていいのか、例えばそうやって自分たちで考えられる力を町会で養成していくのかという、ここら辺を1回教えていただきたいのと、あと、総合防災訓練、私も経験あるのですけれども、各町会で例えば何人か集まって、10人、20人でいく。大体決まっていくのです。それで訓練も同じ。だからマンネリ化というのが課題になっているという中で、このアンケートをとったというのもすごいなと思っていて、これはぜひ続けていただきたいのですけれども、3割ぐらいが新しい方という部分になったときに、私なんかは町会が集めてやるのが訓練なのかなと思った中で、チラシを見て新しい方が増えていったというのは、私の中でちょっと驚いている感じなのですが、そういったチラシの効果、今までとまた違う、PLUS ONEもそうかもしれないのですけれども、新しく何かこうやって品川区が始めた、この評価というか、振り返りだけ、すみません。

○伊藤災害対策担当課長

まず前段のご質問ですけれども、様々な訓練内容、PLUS ONEは今回3つのコンテンツで、5地区で訓練を実施していただきました。来年度も同様の訓練でやるのか、また併せて、町会に対しては、区主導でやっていくのか、それとも、区ではなく町会に考えていただくのがいいのかというところであるのですけれども、まず、これまでも地区防災協議会の会場には防災課の職員も入っておりまして、当該年度の訓練に関しては、訓練概要についていろいろ助言はさせていただきましたけれども、基本的には町会の皆さん、防災協議会の皆さんが考えている訓練内容を実施させていただいているということで、我々は支援をさせていただくスタンスであることは、PLUS ONEが入っても入らなくても、変わっていかないのかなと考えてございます。

一方で、昨年も町会長等回らせていただいたときに、やはり同じ人、訓練参加者の固定化であるとか高齢化だとかという問題をいろいろ持っていらっしゃったということで、一つの方策、助けるというか、参加者を増やすというような意味でこのPLUS ONEを提案させていただいて、5地区にご賛同いただいて、やらせていただいたということでございます。

来年度の訓練がどのような形になるかというのはまだ分からないところではございますけれども、そういった支援の体制というのは、昨年度、これまでと変わりませんけれども、より効果的なもので町会の皆さんが独自に自立して訓練を行っていただけるような支援をさせていただきたいと考えてございます。

2点目の質問で、3割が新しい方が今回の訓練に参加されたということでございましたけれども、今回新たにやった取組としましては、大きくは、区内の小中学校・幼稚園・保育園で各生徒・園児に回るようにチラシをまかせていただいて、それが親御さんに渡れば、親御さんと一緒に来るのではないかとということで画策をしまして、まかせていただいたというのが一つ大きな違いかなと。

そのほかにも、障害者の皆様にも参加を促すために、障害者団体の会合に参加させていただいて、参加を働きかけたり、手話通訳を各会場に配置したりといったような内容も組み込ませていただきました。

ただ、やはりお子さんが参加されて、親御さんも参加されたということで、新たな方、また人数が増えたのかなという認識は持っております。

○まつざわ委員

ありがとうございます。すばらしいですね。やはりそういう新しいところに、要は今まで声がかからないであろうところにこうやって区の行政のほうでスポットを当てていただいた。それによって人数が増えたということは本当に感謝、ありがたいと思います。これは多分すごくいいヒントになると思うので、ぜひ私たちも町会・自治会にこういったことを広げていきたいなと、今、本当に思いました。

次に、一斉防災訓練の中で、避難所運営委員会で、先ほどもちょっとお話が出たのですけれども、結局、避難所運営委員会で避難所のペットマニュアル化が決まったのは、ずっと質問していたのですごくうれしくて、本当にありがたいなと思ったのですが、先ほどひがし委員がおっしゃっていたように、マニュアルが決まって、でもそれをどう活かしていくか、やった町会があるというのはすごいなと思ったのだけれども、これを決めるのが、避難所運営委員会の長というのは結局町会長なのですよね。だから、町会長が別に悪いというわけではなくて、避難所の防災訓練を見ていると、高齢の方の参加する率が非常に多くて、それで、例えば避難所も、訓練の内容も考えるのも、行政の方が幾ら入っていただいても、結局決めるのはやはり町会長の部分がどうしても多くなってしまうのですよね。

そうなる何が起こるかという、なかなかそういう方が新しい試みをこうやって受けてやっていくという、この気概を見つけるのは難しいのが一つと、例えば防災課の方が幾ら一生懸命、例えばですよ、例えの話で、そういうふうに言ったとしても、例えば相手が町会長でいて、何かこういうのは言いづらいなというのもあったりするのかなとかと考えたりする部分もしかり。なかなか私なんか、一斉防災で避難所訓練はずっとやっているのですけれども、何せ変わらないなというのが現状で、アンケートの備考に書いているのですけれども、なかなか伝わらない部分も強い中で、これは難しいのだけれども、行政がここの部分でいかに、避難所はそれこそ、共産党がずっと言っていますが、これから避難所のスフィア基準を国が今度はやらなければいけないというようになるから、やはり区もこれから避難所の基準のクオリティーを上げていかなければという中におくと、避難所運営体はとても重要な部分になると思うのですけれども、そこら辺と、区が、何と言えいいのでしょうか、融合できる……、すごく難しいのですけれども、ごめんなさい、答えが難しいと思いますが、そこら辺の解決方法というか、去年のこれを見て、どういくなかなというのを聞かせてください。

○伊藤災害対策担当課長

私も昨年から現職に就きまして、訓練を見せていただきました。今年も2回目ということではいろいろな報告を見させていただいているところなのですけれども、今年の訓練、46か所同時に12月4日にやった訓練の中で、例えばある町会長によっては、防災ダンスやりたいよねという話を伺ったりだとか、あと、電気自動車を置きたいよねというオーダーがあったりだとか、可能な範囲では対応して、できないことはできませんというお話をさせていただいたのですが、今回、PLUS ONEをやることによって、避難所運営訓練にも若干の影響が出ているというのは私も感じているところでありますし、また、各地区に防災課職員がおりまして、それぞれの避難所連絡会議には、先ほどもお伝えしましたけれども、職員も入って意見を言わせていただく体制をとっていると。職員については、同じところだけではなくて、ほかの地区、ほかの避難所の話も聞いている職員がかなり多くいますので、情報としてはかなり多く持っている。積極的に、受け身の体制ではなくて、防災課どうですかというよりも、こういった情報がありますよというのを提供できるような体制をとらせていただいて、他の避難所ではこういった訓練をやっているよというような情報を共有させてもらうことによって、少し活性化を図れればということを考えております。

来年度はまた少し、全てのところで大きく変えるというのは、解決策というのは非常に難しいとは思いますが、徐々に変えていっている、いけているのではないかと私は感じているところですので、そのところでご了承いただければと存じます。

○まつざわ委員

ありがとうございます。PLUS ONEすると、それが避難所訓練でも町会長が見ているというのはとてもいい取組なので、私も全部とは言いません、例えばモデルで1地区、2地区限定してでも、好事例を一度、方向性を示していただければと思います。

○大倉委員長

ほかにございますか。

○須貝委員

今、お話がありましたけれども、総合防災訓練に参加するのが初めてで、これだけの方が参加した、それも課長のほうで区民に呼びかけた、小中学校・幼稚園を含めて。私はまさにこれだと思うのです。やはりほとんどの方が、私、町会を見ても、総合防災訓練があることすら知らない方が多くて、ある町会では、毎回、地区の総合防災訓練をやる時には、800枚から1,000枚のチラシを町会内にポスティングして歩いたと。そのときに、新しい参加者を含めて100名ぐらいの方が参加してくれた、そういう努力をされているところもあります。

それも、掲示板、回覧板は流れているのですけれども、実際手元にそういうものが来ないと、こういうことがあるのだ、やっているのだということになかなか気づかない方もやはり多いということがあると思うので、今回の課長の取組はよかったのではないかなと私は思います。

本来はこういうことにもっと多くの方が参加してくれることが前提なのですが、非常に残念です。

それが1点と、あともう1点は、防災訓練の避難所運営訓練なのですが、学校においていろいろ説明はされます。だけど、そのとき聞いて、では防災組織である町会の役員がそこでどれだけ把握・理解できるかというのは、私は難しいと思うので、見ていて、職員の方が来ないと、どこに何があってどうすればいいのだ、非常電話はどこにあるのだというのはなかなか、私は対応として、地域の方にもし任せらるなら、もっとこういう対応をしてくださというようなチラシを毎回毎回配らないと、1枚の冊子でもいいのですけれども、やらないと駄目なのかなと感じています。

そして終わりのほうで、先ほども申し上げましたけれども、マンホールトイレ、そして雑魚寝、これ、この令和になっても当たり前のように日本ではやっておりますけれども、ヨーロッパでは、聞くところによると、先ほど言ったテントの中でプライバシーが守られながら皆さん避難していると。もうそういう時代になったかと思うのです。ではそのスペースはどこにあるのだと。いや、ないですよ、実際。ですから、そこは区の防災課のほうでも在宅避難を推奨しているというのはまさにそれなので、できるだけ在宅で皆さん対応するような呼びかけをさらにしていただきたいのと、もうそういう雑魚寝とかマンホールトイレは改善していかないと駄目だと私は思いますので、いろいろ、今、質問というよりは、自分の意見で終わります。

○大倉委員長

ほかにございますか。

○吉田委員

私も、総合防災訓練については、品川第一のところに参加させていただきました。

それで、さっきさらっとご報告されたのですけれども、手話通訳者がきちんと手配されていたという

ことで、それはすごい進歩だなと思っております。各訓練の場所に全て配置されたのか、まず伺いたいと思います。

それで、多分区としては、配置を、例えば手話通訳者だったら聴覚障害者協会に広報されたのかなと思うのです。それで広報が済んだということになっているのかなと思います。私、たまたまの品川第一に行ったら、聴覚障害者協会の会長ご夫妻がいらして、失礼な言い方なのですが、どうしていらしたのですかと言ったら、手話通訳者がきちんと通訳してくださったのですが、自分は聴覚障害者協会の防災担当なので、どういう訓練が行われているのかを見に来たということで、参加されたということなのです。

終わった後、後日お目にかかったときに、手話通訳者が配置されていましたが、それについて何かご意見がありますかと伺ったところ、手話通訳者が配置されたのはよかったのだが、そのことの広報が少なかつた。もう少しいろいろなところで、ここには手話通訳者が配置されていますということを広報してほしい、せっかくの機会なのにもったいなかったというご意見でした。

先ほどのご報告を聞いていると、手話通訳者も配置しましたしということで多分協会のほうにはおっしゃったのだと思うのですが、広報に関して、聴覚障害者協会が求めている広報と区が広報しましたという認識に差があるのかなと思ったのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○伊藤災害対策担当課長

まず、手話通訳を全ての訓練会場に配置したのかというご質問でしたが、1か所だけ、訓練会場が重なってしまったため、配置できませんでした。ただ一方で、そちらには手話通訳者と連絡がとれるタブレット、また、外国人にも対応できるようなタブレットを用意して、職員が対応したと聞いてございます。

広報が少なかつたというお話で、その前に、聴覚障害者団体のみにされたのかということなのですが、私どもがお話をしましたのは、ふくしまつりの連絡会のところに参加させていただきまして、聴覚障害者のみではなく、視覚障害であるとか身体だとかという方も連絡員の方にはご説明をして、広報していただくようにはお話をさせていただいたところです。

最後、広報が少なかつたということで、これは言い訳がましく聞こえるかもしれませんが、チラシの中にも書いてございましたし、あらゆるところで私どもとしてはやっていたというところではありますが、やはりそれが伝わっていないということであれば、結局は伝わっていないという認識でございますので、これからどのようなやり方がよかったのかということも含めまして、しっかりと必要な方に必要な情報が届くように、次回是对応させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○吉田委員

ありがとうございます。手話通訳者の配置についてはずっと求めてきて、最近例えばまちづくり系の説明会にも手話通訳者が前提として配置されるようになりましたし、手話通訳者の皆さんのご負担が大変だなと一方でときどきしているのですが、でも、そのこと自体は、普通、聞こえる人はいつでも行けば説明を聞けるわけで、聴覚障害者の方も、いつでも自分が参加しやすいと思ったときにはきちんとその情報が通訳を通して得られるということでは、当然のことだと思いますので、その点については本当によかつたなと思って、評価をしております。

ぜひこれは継続していただきたいのと、やはりもう少し広報の工夫があるといいなと思います。例えば障害者福祉のしおりを毎年発行されていますよね。そのときにも、各種、福祉の制度のことについては様々説明があるのですが、例えば福祉に関わらず、でも福祉の一環ですよ、そういうところ

には必ず手話通訳者が配置されているので、ぜひ福祉制度以外のところにも参加してほしいという記載など、これは所管を超えますので連携を図っていただきたいと思うのですが、ぜひそのようにしていただけたらと思います。

それから、手話通訳者を配置できなかったところに、タブレットをもって多言語対応の中の機能を使ったということだったので、手話通訳者もお一人か、多くてもお二人ぐらいですよね。でするので、もし多くの障害者の方が参加されることを想定したら、手話通訳者が配置されたところにも、通訳者だけでは対応し切れない、補完としてのそういうものがあつたらいいかなと思います。

私は最悪の場合に備えて、ノートとマジックを持って、いざとなったら筆談しかないぞみたいな感じで対応させていただいておりますけれども、やはりいろいろな場合を想定していただけたらいいかなと思います。

これについては要望でとどめますので、ぜひ今後、前向きに検討していただけたらと思います。

○大倉委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大倉委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

次に入ります前に皆さんにご相談ですが、1回休憩をとったほうがよろしいでしょうか。それともそのまま、あと1件進めていくか、どちらか。

よろしいでしょうか。では、このまま続けさせていただきたいと思います。

(4) 令和6年度弾道ミサイルを想定した国民保護共同訓練について

○大倉委員長

次に、(4)令和6年度弾道ミサイルを想定した国民保護共同訓練についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○伊藤災害対策担当課長

続きまして、令和6年度弾道ミサイルを想定した国民保護共同訓練について報告をいたします。

全国瞬時警報システム（Jアラート）発令から弾道ミサイル落下後の一連の行動を、実動によりまして国・東京都と共同して訓練を行うものでございます。

「1 時期」でございます。本年2月4日火曜日の9時30分から11時30分頃を予定してございます。

「2 訓練内容（場所）」です。（1）Jアラート発令後の地域住民による避難行動を、都営地下鉄戸越駅で実施いたします。戸越銀座商店街から緊急一時避難施設である戸越駅へ避難する内容でございます。

（2）ミサイル落下後における関係機関の連携訓練ですが、しながわ中央公園で行われます。訓練内容につきましては、要救助者の救出、除染活動など、記載のとおりとなっております。

「3 参加関係機関」につきましては、記載のとおりでございます。

「4 区の対応」ですが、広報しながわ、ホームページ、SNS等によりまして、訓練について広報を実施してございます。また、（2）訓練実施地区の近隣町会・学校に対しまして、事前に訓練説明を行ってございます。

「5 その他」でございます。(1) 地域の方の参加は15名程度を予定してございます。

(2) 訓練当日は、9時30分から戸越台中学校の防災行政無線から訓練放送が流れる予定をしてございます。

(3) 訓練に伴いまして、こちらに記載のとおり、戸越銀座商店街通りの一部等におきまして交通規制が行われる予定でございます。

(4) 東京都から示された資料は、別添のとおりです。1ページおめくりください。こちらは昨年の12月にも各議員の皆様、区議の皆様にはメール等を通じまして周知させていただいた内容でございます。位置関係につきましては、上の右側に書いている会場①、会場②のとおりとなっております。また、下の訓練内容の写真につきまして、このような訓練が過去行われた、また、戸越銀座の写真がこちらに掲載されているような状況でございます。

内容につきましては、1ページ目と同様の内容となっておりますので、割愛させていただきます。

○大倉委員長

説明が終わりました。

本件につきましてご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○ひがし委員

簡単に2点ほど聞かせてください。

まず、品川区が今回選定された理由だったりとか、あとは訓練の場所が2か所想定されているのですが、戸越駅のところとしながわ中央公園のところの選定は区がしたのか、または都からこの場所ですぐと云われたのかというところを確認させていただきたいのが1点と、あとは、その他のところで地域住民の参加は15名程度を見込んでいるということなのではございますけれども、この参加される地域住民の方の選定方法について、併せて聞かせていただけたらと思います。

○伊藤災害対策担当課長

品川区が訓練会場として選ばれた理由についてでございますが、まず、こちら、選定を行ったのは東京都というところですので、いろいろな要素があって品川区が選ばれたと。例えば今回の訓練会場に使われる都営地下鉄戸越駅も都の施設であるという状況もあります。一方で、いろいろな区にも都営の施設があるのではないかとということもありますが、今回は品川区に話が来たという状況でございます。

また、訓練会場が戸越駅、しながわ中央公園となっておりますが、戸越駅につきましては、さきにご説明いたしました、都営の施設であるということから、東京都のほうで指定があったと。近隣の会場を探していたときに、第2の会場としては区の施設がということで都のほうの要望があったのですが、戸越駅の近隣には十分な会場がなかったということで、しながわ中央公園、こちらも東京都のほうで選定をされたと伺ってございます。

それから、地域住民の参加につきましてですが、東京都の説明文書の中で、下ですね、訓練内容の訓練詳細の中で「Jアラート発出」というところがあるのですが、「避難行動（「逃げる」）の実践」ということで、「戸越銀座商店街から緊急一時避難施設（戸越駅）への避難」という記載がございますが、こちら、近隣の町会の方にご参加いただいて、戸越駅に避難するというところで、おおむね15名程度の方の参加を計画しているという状況で、今進んでいるということでございます。

○大倉委員長

ほかに。

○石田（ち）委員

幾つか伺いたいのですけれども、まず、これはJアラート発令から弾道ミサイル落下後の一連の行動をとということの訓練ですが、要するに品川区にミサイルが着弾したことを想定した訓練ということではないか確認したいのと、だとしたら、どこに着弾して、どれだけの被害が出るという想定での訓練なのか、伺いたいと思います。

それと、2の(2)の要救助者の救出というの、要はどれだけの被害が出る想定なのか、訓練なのかということなので、そうすると救助者というのはどこから、どういうところから何人を救出する訓練なのか。それで、除染活動とありますけれども、これは何の除染なのか、伺いたいと思います。

○伊藤災害対策担当課長

ただいま委員からご質問のございました、Jアラート発令後、ミサイルが落下した後の訓練ということですが、訓練内容につきましては第1フェーズと第2フェーズに分かれておりまして、ミサイルの発射と着弾は想定されてございません。ミサイルの発射とその一部が落ちたという別の訓練となっております。

まず、①のフェーズ1でございますけれども、会場①戸越駅で実施する訓練につきましては、Jアラートが発報したというところで、ミサイルが落ちたという想定ではございません。Jアラートを発令したということで、近隣の方々が緊急一時避難施設である戸越駅に避難するという想定になってございます。

それから、会場②でありますしながわ中央公園につきましては、ミサイルが着弾したという想定ではなくて、ミサイルがどこかしらへ飛んでいった中で、ミサイルの一部がしながわ中央公園に落下したという状況で、ミサイルがどこに飛んでいったか、どこへ飛んでいって被害がどの程度出たかということは想定されていないと。あくまでミサイルの一部が落下したということで、それに伴っての救助、救出活動を行うという内容です。

落下したことに伴いまして、その一部に化学物質がついている、核ではなく化学物質が付着していたということで、それを消防隊であるとか自衛隊が除染、危険であるというところを、隔離して、その中にいた数名の、こちらには住民の方は参加いたしません、こちらにいる人間を救出する、救出の際に、落下物の近辺にいた人たちは化学物質に汚染されてしまうということで、安全なところへ連れていくためには除染をする、簡易除染といって、服を脱がすだとか水をかけるだとか、いろいろな除染方法がありますけれども、その場に応じた方法で除染を行った後に、安全な場所に搬送するといったような訓練が想定されているという状況でございます。

○石田(ち)委員

では、着弾ではなくて、ミサイルの一部が落ちるということは、よくあることなんでしょうか。想定されることということなんでしょうけれども、へえとちょっと思うのですが、そういうミサイルの一部が落ちるということは、本当に飛んだときにあることなのか伺いたいのと、そうすると、その一部が化学物質に汚染されていて、それでその一部が落ちた周りの方は汚染されているから、その方々を救出するという救出、要救助者の救出ということなのですね、今の説明だと。そうすると、何人ぐらいを想定されているのか。

それで、この化学物質というのが、中野区でもやられたと思うのですけれども、その報道なんかを見ると、出席された方の感想で、こんな除染のやり方があったのかとかという感想が出ていたのですけれども、要するに何を除染している、化学物質というものは何を想定しているのか、もうちょっと詳しく伺えたらと思うのですけれども。

○伊藤災害対策担当課長

まず、ミサイルの一部が落下するかどうかというところなのですけれども、こちらについては東京都の想定になっておりますので、そちらで検討された内容となっております。いずれにしても、ミサイルが着弾する、全てがぶつかるということではないので、そこはそういう訓練内容だということでご了承いただければと存じます。

何名ぐらいかということなのですが、職員のほうも10名程度を想定していますので、おおむねそこから搬送されるのは若干名ではないかと、五、六名ではないかと考えてございます。

それから中野区での除染ということなのですけれども、通常ですと、先ほども申し上げましたとおり、除染の対象としては、そこにいた人間、人になります。ただ、その人をそのまま外に連れていってしまいますと、化学物質に汚染されている関係で、ほかにも汚染が広がってしまう可能性があるということで、例えば乾の除染と言いますけれども、服を脱がせる、それから別の服を着せて、除染されたものをそのまま残していくというような方法もありますし、一時的にですけれども、そのシャワーを浴びて、水的除染と言いますけれども、除染をして、要は化学物質を取り除いた上で安全な場所に搬送するといったような方法が、中野区と同様の訓練と聞いておりますので、同じようなことをするのではないかと考えております。

○石田（ち）委員

化学物質というところでは、事細かにこの物質というふうに決められているわけではないということ、化学物質ということなのですね。分かりました。

それで、「3 参加関係機関」というところでは、内閣官房、総務省消防庁、陸上自衛隊、東京都、警視庁、東京消防庁、品川区となっているのですけれども、それぞれが何人ぐらいいらっしゃるって、総勢何人になるのか、伺いたいと思います。

○伊藤災害対策担当課長

関係機関の参加人数でございますけれども、それぞれの人数、こちらは東京都が主管している訓練ということで、人数のほう、細部は把握しておりませんが、全てを合わせて50名程度であると聞いてございます。失礼しました。全て含めますと、100名程度になると聞いてございます。

区職員については、おおむね30名程度が、参加も含めて、安全管理だとかも含めて、参加するというところでございます。

○石田（ち）委員

住民の方15名程度というのも入れて100人ではなくて、関係機関の方だけで100名ということですね。分かりました。

これはすごい訓練になるのだらうなというふうに、今、何となくイメージがあるのですけれども、それで、近隣町会の方15名程度というのは、何町会ぐらいなのか伺いたいのと、あと、近隣町会と学校というふうに、4に移りますけれども、学校も、事前に説明を実施とあるのですけれども、この近隣町会はどこなのか。そしてこの説明会をした学校はどこなのか。

それから、広報ですね。（1）のほう。ホームページには12月13日に載せられたというところは見たのですけれども、広報しながわとSNSにはいつ頃出されたのか、出すのか、伺いたいと思います。

○伊藤災害対策担当課長

まず、町会への説明でございますけれども、こちら、戸越駅ならびに戸越銀座商店街を使用するというので、こちらに関連する町会、今のところ、3町会を想定しております。そちらの方々を中心に参

加を促しております。それで説明のほうも行っているという状況です。

それから学校への説明ですけれども、こちらの説明にございますとおり、戸越台中学校でサイレンを鳴らすということを考えてございますので、こちらで説明を行っている。ただ、生徒の参加だとかは特に促していないということで、参加するのは町会の方々のみとなっております。

それから、ホームページについては既に流している。SNSについては、Xについても12月13日に同様の案内を区のXに流しているということと、あと、広報しながわについては、1月21日付の内容に、こちらに掲載している状況です。

○石田（ち）委員

事前に訓練説明を実施というのは、もうされたということだったのですね、さっきの説明だと。そうすると、どれぐらいの方が集まられたのでしょうか。そして、何を基に、誰が説明されたのでしょうか、伺いたいと思います。

それと、訓練当日の2月4日、戸越台中学校の防災訓練と聞いていますが、この弾道ミサイルの訓練に合流するということはあるのでしょうか。たまたま日にちが重なったということとは何となく思えないのですけれども、そこはいかがでしょうか。

○伊藤災害対策担当課長

まず、誰に説明をしたかというところでございますけれども、戸越銀座商店街の連合町会長、荏原第三連合町会長には私のほうから説明しまして、その他関係する町会に対しては、係長のほうから訓練を行うという説明を行ってございます。

それから、戸越台中学校の防災訓練のこともちょっと情報がありまして、伺ったところ、もともと年度計画でこの日にやるというのは決まっていたと聞いておりまして、必ずしも合流して訓練をすることではないと聞いております。私どもも、必ずしも併せて訓練する必要ございませんということで説明のほうはしてございます。

○石田（ち）委員

では、この説明は、説明会という形ではなく、説明をして回ったみたいなことなのですね。分かりました。

それで、戸越台中学校ですよ、合流することはない、ないということで確認していいですよ。一緒にというところを聞いたときに、もしや合流ということもあり得るのかなと思ったのですけれども、そこはないということでよろしいでしょうか。お願いします。

○伊藤災害対策担当課長

繰り返しになりますけれども、戸越台中学校の生徒が参加するということはございません。

○石田（ち）委員

ありがとうございます。分かりました。

それで、このJアラートというのは、瞬時に各種ミサイルが発射されたというのが届いて、区民、住民の下にもJアラートとして発出されるということですのでけれども、発射されてからどれくらいでJアラートというのは鳴るようになっているのか。それで、どこの国から飛んでくるか分からないですけれども、発射されてから着弾までの時間というのはどれくらいかかる、国によって違うのですが、例えば、この間、さんざんというか、近隣の国から飛んでいますけれども、そこが想定されるとすると、日本への着弾というのはどれくらいになるのかというのを、何でかという、前に北海道のほうで、もうどこかの海に落ちてからJアラートが鳴ったということがあったのです。なので、何か本末転倒な感じで問

題視されましたけれども、そういうことがあるので、やはり Jアラートが鳴ってからどれぐらい、要は発射されてからどれぐらいかかるのかなというのはすごく気になるところなので、もし分かればお聞きしたいということです。

それと、地下鉄の戸越駅ですね、実際に何人ぐらい避難できるかというのは、区は把握というか、想定というか、されているのでしょうか。もしミサイルの一部が落ちたということになったとしても、すごい騒ぎになると思うのです。混乱になると思うのです。そうしたときに、今回のように住民15人とかではなくて、いろいろな方が押し寄せると思うのですけれども、それは逆に危険になるのではないかなと思うのですが、そういう想定自体は区としてはどう考えているのか。

それで、ミサイルが飛んだということになれば、しかもその一部が落ちてくるという訓練ですけれども、ひと度飛ばば戦争になるわけではないですか。そういうところでは、いつきの避難では済まないと思うのです。

なので、駅に避難する訓練というところでは、備蓄というのも考えなければいけないのではないかなと思うのですけれども、そこら辺はどれだけ備蓄があるのか、そういうところも把握されているのでしょうか。

○伊藤災害対策担当課長

まず1点目、ミサイルの着弾までの時間ということですが、ミサイルの種類が幾つかあるということで、一旦大気圏まで突入してから落ちてくると思いますが、そういったもので、人工衛星が把握して、それから Jアラートを発出するというのもございますし、また、大陸間弾道弾ということで、上に向かわず、直で、斜めの軌道で飛んでくるということもございますので、そこは非常に何とも難しいところだとは思いますが。例として挙げれば、地震のほうも、緊急地震速報なんていうのも、地震の深さだとか場所によって地震の揺れまで時間がかかります。その場に依じて対応していただくしかないかなと考えてございます。

2点目の戸越駅にどれぐらい避難できるのかということなのですが、こちら、申し訳ありません、都営の施設になりますので、備蓄も含めて把握はしてございませんけれども、今回の訓練が、逃げる、離れる、隠れるといったことを区民の方に学んでいただくということですので、必ずしも都営地下鉄の駅に避難をするということではなくて、たまたま今回、戸越地下鉄駅が緊急避難一時施設に指定されているので、一つはこういう隠れ方もあるよと。ほかにも、堅牢な建物に隠れましょうであるとか、物陰に隠れましょうだとか、窓から離れましょうだとかということも今回の啓発の内容に入っておりますので、そういったところで、戸越駅だけではなくて、ほかにも避難できる、隠れる場所があるということも今回の訓練でお伝えできればと考えてございます。

戦争になるという話もありましたけれども、こちらのほうも東京都の訓練内容に準じてやっているということですので、その辺までは、私ども、発言は差し控えさせていただければと存じます。

○石田（ち）委員

様々細かく伺ったのですけれども、要するに、ミサイルが飛ばなければ起きないことですよ。というのは分かることだと思うのですけれども、自然災害はいつ起きるか分からないところで防げない、だから予防とかその後の対応をやっていくというのはあると思うのですが、ミサイルに限っては、人が飛ばすので、人の意思、なので、これは止めようはあると思うのです。

なので、このミサイルが飛んでくることありきの訓練というそのものが私は間違っているなど思っていて、なので細かく聞かせていただいたのですけれども、この弾道ミサイルを想定した訓練というのは、

根拠としては国民保護法と武力攻撃事態法です。それで、国民保護法は、国民を保護するわけではなくて、実際にはそれまでにできなかった懲役刑や罰金をもった罰則を定めることで国民を統制・管理・導引する、人権をことごとく否定する中身となっているのがこの訓練の根拠となっている国民保護法なのです。なので、私はこの訓練を受け入れる前に、そうした武力衝突を起こさないような、武力衝突などの事態をそもそも起こさないことを国や東京都に求めていくべきではないのかなと先に思うのです。訓練を受け入れる前に。

なので、そこら辺は東京都や国に求めるべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○伊藤災害対策担当課長

委員のおっしゃるとおり、ミサイルは人が飛ばさなければ起きないということ、自然災害についてはどうしても起きてしまうということで、確におっしゃるとおりでございますけれども、今回、東京都が都内で訓練会場を探していて、品川区の地下鉄があるとか、そういったところも含めて選ばれたということと、我々としても、区である程度、都の意向に沿ってやっていくべきであるということで、訓練をやる方向で今進めている状況でございます。

今、委員からお話のありましたご意見につきましては、東京都のほうにも伝えさせていただきますので、ご了承いただければと存じます。

○石田（ち）委員

やはりこういう訓練は、住民の不安や恐怖をあおって、危機感を植えつけて、国民保護が必要だという世論形成にもつながるし、戦争の準備や軍拡へとつながるとも危険なことだと思っています。だから一番大事なのは、武力衝突などの事態をそもそも起こさないということだと思っています。

品川区はぜひその立場に立っていただいて、国や都に求めて、今、都のほうには伝えますということでしたけれども、そういう立場に立って、平和を守る対応をしていただきたいと思います。

○大倉委員長

ほかにございますか。

○吉田委員

この件につきましては、品川・生活者ネットワーク、地域政党として申入れをいたしましたので、ごめんなさい、そのときも課長が対応してくださったので繰り返しの質問になりますが、議事録に残すために、東京都から品川区へ開催が呼びかけられた日にちと、品川区がこれを了承した日にちについて、そういうスケジュール的なことをまず伺いたいと思います。

○伊藤災害対策担当課長

本訓練につきましては、年度明け、本年度の4月ぐらいに東京都から打診がありまして、内容だとか、どういったものをやっていくだとか、また、会場もまだ海のものとも山のものとも分からないような状況でしたので、その後、検討してまいりました。5月・6月と検討して、その中で決定していったという状況でございます。

○吉田委員

5月・6月と検討をして、決定はいつでしょうか。

○伊藤災害対策担当課長

おおむね6月の下旬だと記憶してございます。

○吉田委員

決定したのが6月。東京都にそれを回答したのはいつでしょうか。

○伊藤災害対策担当課長

決定もそのまま、6月ないしは7月に入るかどうかという時点だったと記憶してございます。

○吉田委員

それで、ホームページに公開されたのが2024年12月ということですよ。その期間、なぜそれを空けたのかも伺いたいと思います。

○伊藤災害対策担当課長

こちらは、主催である東京都と足並みをそろえまして、12月13日に東京都知事が訓練の公表を行うというところで、併せて区内でも公表させていただきました。

○吉田委員

では、あくまで東京都が、まだそこまでは公表しないので、品川区としても公表を差し控えたということでしょうか。一番影響があるのは品川区民なので、品川区民にその前に何かの形で公表するということは考えられなかったのか、伺います。

○伊藤災害対策担当課長

東京都からも足並みをそろえるということで、公表のほうは同じような日程でさせていただきました。

○吉田委員

では、商店街、都営地下鉄への提案というのは、品川区として提案をしていたということでしょうか。それとも、あくまでそれは東京都が提案をしたという形になっているのでしょうか。その辺についても伺います。

○伊藤災害対策担当課長

基本的にこの訓練につきましては東京都が主導して、いろいろなところに声をかけていただいたと認識してございます。

○吉田委員

分かりました。基本的には東京都がやるということなので、品川区としては、東京都が言うのだからという感じなのでしょうか。例えば訓練内容について商店街に提案する際にも、説明されたのも東京都ということなのでしょうか。東京都としてどういう訓練を行うということの資料提供も、商店街などに説明されたのかについても伺いたいと思います。

○伊藤災害対策担当課長

例えば戸越銀座商店街につきましては、こちら、区の所属ということもございまして、区側から説明してございますが、その他の、例えばアパホテルであるとか近隣の商業施設については、東京都から説明を行うと聞いてございます。

○吉田委員

では、あくまで東京都がやることだからということで、品川区は、協力というのでしょうか、一緒にやるということですね。

ごめんなさい、この間伺って、予算については東京都が負担するというので、これだけ東京都が主体なのだから当然だとは思いつつ、その予算の内容について、把握しておられたら教えていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○伊藤災害対策担当課長

大変申し訳ございません。東京都の事案になりますので、予算のほうは当方では把握してございません。

○吉田委員

では、東京都に問い合わせるしかないということですね。

それから、防災行政無線を使うだけと言えればそれまでなのですが、たまたま戸越台中学校の防災訓練の日に重なったというのは、この間、私たちもご説明を受けたのですが、防災行政無線を活用するという事は紛れもない事実ではないですか。それを東京都がやろうとしたのか、区がやろうとしたのかは別として、教育委員会を通じて戸越台中学校にはどのように、この報告というのでしょうか、提案というのでしょうか、許可を求めたのかよく分からないのですが、それはいつ行われたのか、伺いたいと思います。

○伊藤災害対策担当課長

防災行政無線を使用することにつきましては、教育委員会を通じては行っておらず、防災課から戸越台中学校に連絡をしてございます。また、その件につきましても、教育委員会と情報共有はしてございます。

○大倉委員長

いつ報告したか。

○伊藤災害対策担当課長

訓練の公表が行われた後に、情報共有を行っております。

○吉田委員

先日課長が対応してくださいましたけれども、品川区への申入れを実施した日に、教育委員会事務局をお尋ねいたしまして、同様の申入れをいたしました。教育委員会事務局としてはこれを了承したのかということ、教育次長がたまたまお席にいらしたので対応してくださいましたのですけれども、どういふふうに了承……、何と言ったかな、私たち、要はこの事実をどういふふうに考えておられるかというようなことを伺ったときに、すみません、この内容については、自分はほとんど知らないの、今、即答はしかねますというお返事だったのです。だから、分からない、防災課としてはきちんと教育委員会事務局を通して中学校にもおっしゃったつもりなのだけれども、そこまで重大な認識がなくてなのか、どちらの責任とも言いかねるのですが、防災課としてはきちんと教育委員会を通して、教育委員会事務局を通してという認識でおられるということによろしいでしょうか。

○伊藤災害対策担当課長

先ほど申しあげましたとおり、戸越台中学校には防災課から申入れを行っております。また、教育委員会に対しては、教育委員会の中での動きになりますので、私からは答弁は差し控えさせていただきますと存じます。

○吉田委員

区長部局と教育委員会のそれぞれの独立性ということについては、私たちよりもむしろそれを重視しておられる議員の方もいらっしゃるの、そういう方たちとの意見交換もしなければいけないかなと思っておりますが、品川・生活者ネットワークとしての申入れの趣旨といたしましては、先ほど共産党がおっしゃったようなこととほぼ同趣旨です。

やはり訓練を行うことによって、こういうことが起きるのだということを刷り込んでいくということ、を危惧するメンバーが周りには大変多いということです。その点については、子どもの権利という視点からも、ぜひ考えていただきたいと思っております。

○大倉委員長

ほかにございますか。

○鈴木委員

先ほど訓練の参加者が100名ということですがけれども、これは住民を含まないということなので、参加関係機関が100名で、プラス住民が15人で、おおよそ115名ということで考えていいのかということ伺いたいのと、それから、訓練の中身なのでけれども、この100名がどこにどういう形で訓練するのかなというのがよく見えないので教えていただきたいのですが、地下鉄の戸越駅に住民15人が避難する、そこに参加関係機関の100名という方々はどういうふうに関わるのか。それで、しながわ中央公園と戸越駅との訓練の時間的な関係だったりとか、どういう形で移動して、合流するみたいな形になるのか、そこら辺がもうちょっと見える形でご説明いただけたらと思います。

それから先ほど、それぞれの連合町会長だったりとか町会長に説明したということなのですが、そうすると、近隣住民の15名の方は、直接区の方から説明は受けなくて、出てほしいよというふうに町会長から言われただけで参加するということになるのか、そこら辺、こんな大規模な訓練は初めてのことで、本当にびっくりするような中身の訓練だなと思うのですが、今までの防災訓練とはちょっと質が違うと思うのです。そういう中で、15名の方々には説明もしないまま参加ということになるのか、その点も伺いたいと思います。

それからもう一つ、その他の(3)なのですが、ここに交通規制のことが書かれているのですが、訓練に伴い、戸越銀座商店街通りの一部、および戸越駅周辺の第二京浜の一部、ならびにしながわ中央公園と青陵中学校・高等学校の間の通りが交通規制されますということなのですが、結構広い範囲で交通規制されるということなのですが、この交通規制の中身、車とかなんかの交通が規制されるのか、人も交通規制されるのか、時間帯は、訓練時間は9時半から11時半なのですが、その時間、交通規制になるのか、その時間帯とかも含めて、どんな規制なのか伺えたらと思います。

○伊藤災害対策担当課長

まず、訓練の概要、仮に①としますが、戸越駅と、②でしながわ中央公園と置かせていただきますけれども、①の戸越駅につきましては、住民の参加は15名というところがございます。区の職員につきましては、安全管理も含めまして、約30名程度ということで考えてございます。こちらの訓練については、Jアラートが鳴動してから地下鉄の戸越駅に避難するという訓練で、おおむね9時半のスタートで、おおむね10時ぐらいまでの訓練を想定してございます。

先ほど②としましたしながわ中央公園での訓練でございますが、こちら、時間帯としましては10時半から11時半ぐらいまでということで計画してございまして、先ほど私のほうで100名と申しましたけれども、100名のうち、訓練に参加する職員、例えば消防、警察、自衛隊などは50名程度で訓練を行って、あとは関係者、視察で見に来る、その組織の長というか、幹部の方が見に来たりだとか、そういった形で50名程度想定しているということで、全てで100名というようなことで考えてございます。

それから、町会の訓練参加者への説明でございますけれども、町会長を通じてまず人選をしていただきましたが、やはり訓練の説明は必要だと考えておりますので、訓練の前には必ず分かるようにしっかりと説明をさせていただきたいと考えてございます。

最後に、交通規制の話でございますけれども、こちらのほうの情報で、一定の交通規制は行われると聞いてございますが、東京都のほうで管轄しているということで、詳しい交通規制の概要は区として把握していないという状況でございます。

○鈴木委員

交通規制を把握していないというのは、交通規制になるとすごく混乱するような気がするのですが、東京都の職員がそこら辺は規制するという形になるということですか。そうすると、その交通規制の職員というのはまたプラスされるということなのか。すごく広い範囲にわたって交通規制されるのではないですか。そうすると車とかなんかも一時ストップみたいな、そんな感じになるのか。戸越銀座商店街通りの一部、戸越駅周辺の国道1号線の一部とか、国道1号線とか交通規制されるとすごく大変そうな気がするのですが、そこら辺、把握されなくて大丈夫なのでしょう。私たちもつかんでおきたいという思いがあるのですが、もう1回お願いします。

そうすると、では、しながわ中央公園での訓練というのは、内閣官房、総務省消防庁、陸上自衛隊、東京都、警視庁、東京消防庁。品川区の職員は戸越駅のほうに行ってしまうので、ここには品川区は入らないで、ここの人たちの50人が、何の訓練をするのですか。それを50人ぐらいが見るという感じになるのか。全体像が、初めてのことなのに、これだけだと全然予想できないという感じなので、もうちょっと分かるように、イメージできるように教えていただけたらと思います。

○伊藤災害対策担当課長

まず、交通規制の件ですけれども、こちらは警視庁の管轄になると思いますので、道路のほうは東京都のほうでしっかりと対応していただける、安全管理も含めて。先ほど30名と申しました訓練参加者については区の職員の話ですので、東京都の参加者については我々としては把握していない状況でございますので、そこはしっかりと、交通規制に関するところは、警察官のほうに対応していただけたらと考えてございます。

それと、しながわ中央公園での訓練については、参加者全体で100名ということで、視察者が50名、それから訓練に参加する者が50名と把握してございまして、品川区でもこちらには若干名が参加するという状況でございます。おおむね10名から15名程度というところでございます。あとは、そういったところで訓練が行われると。その交通規制についても、しっかりと警察が入られると伺っております。

○鈴木委員

何の訓練をしますか。しながわ中央公園で何の訓練、どんな訓練。

○伊藤災害対策担当課長

先ほど申しあげましたとおり、ミサイルの一部が落下して、除染ですとか避難誘導、除染訓練だとかを行うということです。

○鈴木委員

なかなか分かりにくいところですが、本当にこういうそうそうたる、国から、東京都から、品川区も全面的に協力しながらやる訓練なので、交通規制とか何かについてもぜひしっかりと把握していただけたらと思います。

先ほど石田ちひろ委員からも申しあげましたけれども、共産党区議団としても、東京都に対してと品川区に対して、これからこういう訓練の中止を求める要請を今週行っていく予定にしています。

内閣府で出している国民保護に係る訓練の成果等についてというのを見ますと、本当にすごく増えているのです、全国で。平成29年のときからだけで、もう84回……、もっとですね、100回以上ですね、百何十回という感じでこういう訓練が全国各地でどんどん、しかも回数を増やして行われているという状況があります。

小池都知事も北朝鮮からのミサイルということで、北朝鮮というふうになぞして、そのミサイルが飛んできたときというところでの訓練ということで東京都の記者会見でも言われていますけれども、でも、ミサイルは速いものだと六、七分で日本に届くということで書かれていて、Jアラートが鳴って、それで戸越駅の地下に避難するとか、そういうことは現実問題どうなのかなという思いがするのです。

でも、そういうことを、本当にミサイルが飛んでくるというのを、脅威をあと、不安をあと、そしてこういう訓練をすることで、もっとそういう意識、世論を広げて、日本の国が、政権が防衛費をどんどんどんどん増額して、この間の補正予算でも8,200億円を超えて増額しましたけれども、新年度予算では8兆7,000億円ですよ。そういうふうなのをどんどん軍事対軍事で進めようとしている、そういうことの世論づくりのためにこういうことをどんどんやっていくというのが方針なのだろうなと思います。

だから、こういうやり方というのは、本当にどんどん軍事対軍事で、ますます戦争に巻き込まれる危険、それから戦争への道につながるのだと思いますし、やはり平和のためには、話し合い、外交しかないということにしっかり立つべきだと思います。

そういうところで、私たちとしては平和を守るためにということ、この訓練に対してはきっぱりとやるべきではないということ、そういうことの議論というのはまた総務委員会のほうの議論にもなっていくしますので、答弁は求めませんが、そういう主張はしっかりと行っておきたいと思えます。

○大倉委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大倉委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

3 その他

○大倉委員長

次に、予定表3のその他を議題に供します。

その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大倉委員長

特にないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもって災害・環境対策特別委員会を閉会いたします。

○午後4時25分閉会